

原料原産地に係る食品表示基準の改正について

－加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会
『中間とりまとめ』（2016年11月29日）とその問題点－

西島 太一

はじめに

食市場が益々グローバル化して様々な外国産生鮮食品やそれを原材料とする加工食品が国内に流通する今日⁽¹⁾、「食の安全・安心」の観点などから「国産品か輸入品か？」に着目するなど⁽²⁾、食品購入に際して原産地を意識する消費者は多い。(a)後述の「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」（以下「検討会」）に提出すべく消費者庁が行ったアンケート調査(2016年)では、購入時に原料原産地を参考に行っている消費者は「とき

どき」の者も含めると76%超に上る(【グラフ1】【グラフ2】⁽³⁾参照)⁽⁴⁾。また、同調査時に想定されていた「TPP発効による輸入食品の増加」⁽⁵⁾との関係で「今後原料原産地表示を参考にするか？」との問いには、「これまで通り参考にする」と「これまで以上に参考にする」を選んだ者は合計で76%を占め、逆に「今まで参考にしなかったし、今後も参考にしない」という者は7.4%に限られている(【グラフ3】参照)。

原産地への関心の高さは過去の調査でも同様であり、例えば、(b)食品表示法制定時の食品表示

【グラフ1】加工食品の購入時に原料原産地名を参考にするか？ *消費者庁 (2016)

■いつも参考にしている ■ときどき参考にしている ■あまり参考にしていない ■全く参考にしていない



【グラフ2】原料原産地名を参考にする理由 *消費者庁 (2016)

■原料が国産のものを選びたい ■特定の原産国のもを選びたい又は選びたくない ■単に興味があつたため ■その他



【グラフ3】TPPと原料原産地表示 *消費者庁 (2016年)

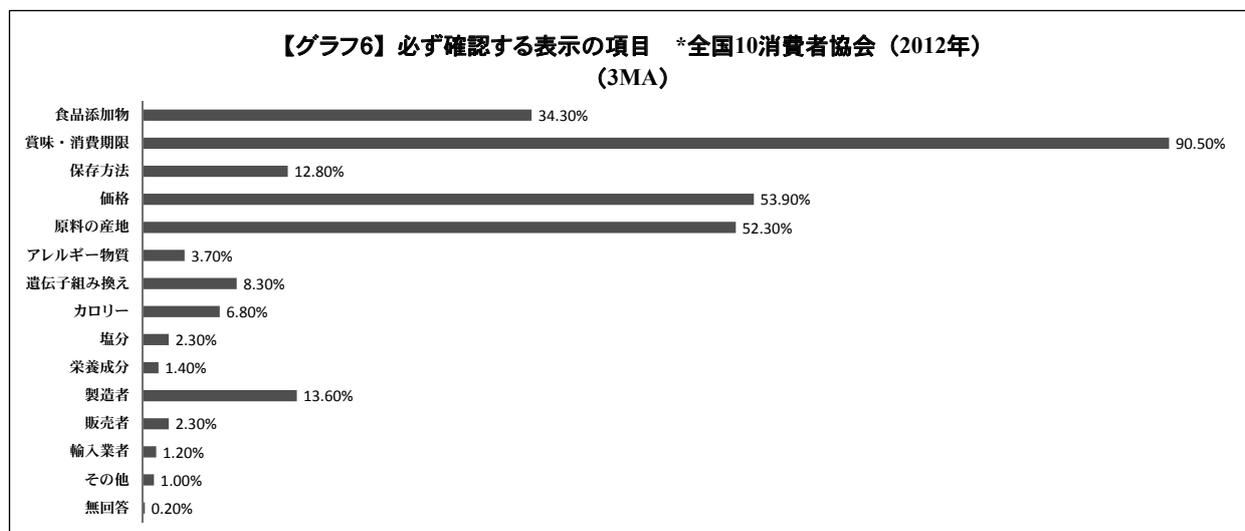
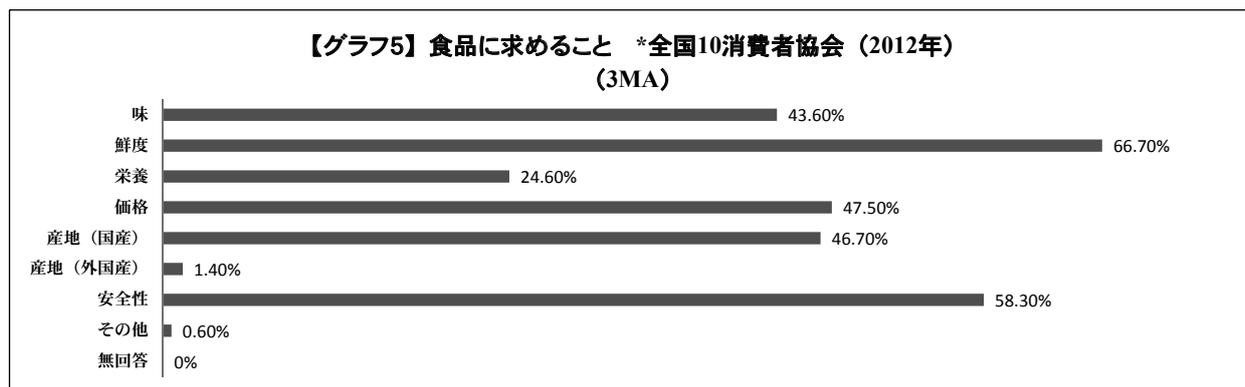
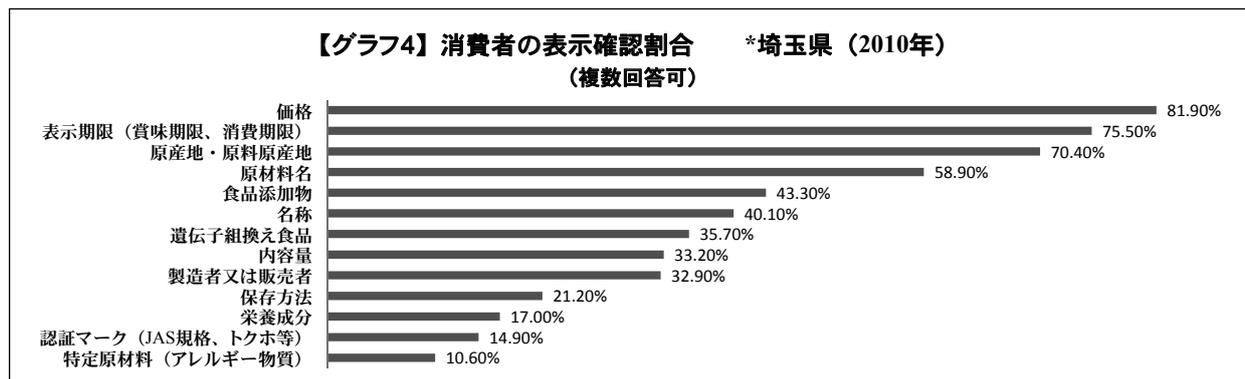
TPP協定により食品の輸出入の活発化が見込まれるが、今後加工食品購入の際の商品情報として原料原産地表示をどの程度参考にしていくか？

■これまで通り参考にする ■今後は、これまで以上に参考にする
■今まで参考としなかったが、今後は参考にしたい ■今まで参考としなかったように、今後も参考にしない



一元化検討会に提出された埼玉県実施の消費者意識調査(「消費者の表示確認割合」:2010年度)⁽⁶⁾の結果においても、食品購入時に確認する食品表示の項目としては「価格」「表示期限(賞味期限、消費期限)」に次ぐ第3位が「原産地・原料原産地」であり、70.4%の者が「見ている」と答えた(【グラフ4】参照)。また、(c)全国消費者協会連合会による会員調査(2014年)⁽⁷⁾でも、①「消費者が食品

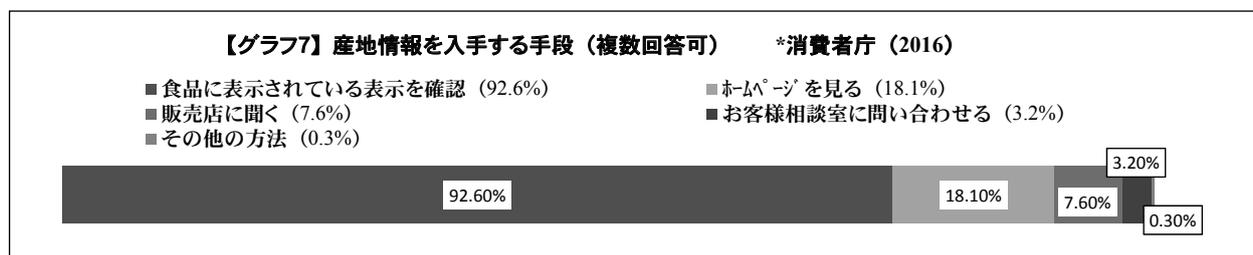
に求めること」の中では「鮮度」「安全性」「価格」に次ぐ第4位(46.7%)として「産地(国産)」を挙げ⁽⁸⁾(【グラフ5】参照)、②「必ず確認する表示の項目」の中では「賞味・消費期限」「価格」に次ぐ第3位の項目として、52.3%の者が「原料の産地」と答えている(【グラフ6】参照。第2位の「価格」とは僅差)⁽⁹⁾。



勿論、これらアンケートの調査結果を見る場合、回答者層等の影響を考慮する必要もあろうが、一般的にいつて(生鮮食品か加工食品の原材料かを問わず)原産地を全く気にしない消費者というのはあまり想像できず、安全性の観点から不安のある原産地の食品を避けたり、定評のある地域ブランド食品を選好している消費者は多いと思われる。

その一方、一般消費者の中で「原産地表示に係る法的規制がどのような形で行われているか」まで知悉する者は少ないだろう。(ここでは景表法等での規制は措き、食品表示法に基づく)食品表示基準

上の食品表示の問題に限定しても、例えば後述の「22食品群と4品目」との関係で、「国内で製造された『牛肉のたたき』の場合は主原料たる牛肉の原産地名(輸入牛肉の場合は原産国)の表示義務があるが、それより加工度の高い『ローストビーフ』の場合、表示義務はない⁽¹⁰⁾」と聞いたならば、普段から「原産地」は勿論、「BSE」「残留農薬」「放射性物質」「遺伝子組換え」といった事項に注意して商品選択している一般消費者はどう感じるであろうか。



食品関連事業者⁽¹¹⁾(食品メーカー、小売業など)側からは「原料原産地を表示することに対する『お客様のニーズ』は少ない」といった意見も寄せられるが⁽¹²⁾、実際には、①原産地に係る消費者の関心が高いのは上記の通りであるし、また、②情報の非対称性の下、表示から読み取れる内容が商品選択に係る最重要の判断要素となる以上、消費者が産地情報を入手する手段として食品表示が圧倒的に重要なのは論を俟たない(【グラフ7】参照)。一方で、稿末の【図表8】では食品表示基準に基づく指導件数の例(2016年8月の実績)を示したが、原産地や原料原産地名に関する「誤表示・欠落」のケースが多く発生しているのがわかるだろう。

このような原産地表示の重要性に鑑みると、食品表示法に基づく現行の食品表示基準策定時に「加工食品の原料原産地表示」に係る新しい制度設計が見送られ、従前のJAS法上の制度が継続されたのは、消費者ニーズを考慮すると些か残念なことだったかもしれない。然るに今般、検討会が『中間取りまとめ』を公表し、新しい「加工食品の原料原産地表示制度」を盛り込んだ食品表示基準の改正も視野に入ってきた。そこで本稿では、

この問題につき、まずは食品表示法及び食品表示基準の意義や従前の原料原産地表示に係る規制のあり方を簡単に確認した上で、『中間取りまとめ』公表に至る経緯やそこで提示された新基準案を紹介し、最後に新基準案の全般的問題点について論じたい。

一 食品表示法と食品表示基準

食品表示に関しては、(a)従前⁽¹³⁾は「食品表示三法」(JAS法、食品衛生法、健康増進法)や景表法・不正競争防止法など様々な法令が各々の目的から規制を設け、(b)(食品表示法施行前には)国の策定する表示基準だけでも58本⁽¹⁴⁾あったし、また、現在でも、(c)地方公共団体の例規(条例・規則)や(d)各業界団体による公正競争規約も存在する他、(e)独自の自主基準を有する企業もある。しかし、①これら多数の法令等の並存による規制の重複や定義・用語法の不統一などの問題点に鑑み規制の統廃合が要望されてきたし、②2013年のBSE問題や有名ホテル・デパート・外食大手等による「偽装ドミノ」(産地偽装、メニュー偽装などの連続発覚)に代表される食品事故・事件⁽¹⁵⁾への対処のため

法令違反に対する処分の強化が望まれたこと⁽¹⁶⁾、
③消費者の健康志向の高まりに応じて栄養成分・
機能性などについても一層適切な表示が期待され
ることなどから、2013年には食品表示法が制定さ
れ、2015年4月1日から施行されている⁽¹⁷⁾。

同法は食品表示が「食品を摂取する際の安全性
の確保及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品
の選択の機会の確保」(1条)のために果たす重要
な機能に鑑み、「販売の用に供する食品に関する
表示の適正を確保」して「消費者に対し必要な情
報が提供される」べく(3条1項)、内閣総理大臣⁽¹⁸⁾
に表示基準の策定権限を付与している。かかる規
定に基づき内閣府令(平成27年3月20日内閣府令第10
号)の形で策定されたのが「食品表示基準」であ
り、食品表示法と同じく2015年4月1日から施行さ
れている⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾。食品表示基準は、(a)従前のJAS
法上の各種品質表示基準、健康増進法上の栄養表

示基準、食品衛生法上の特定原材料等(アレルゲ
ン)や食品添加物などに係る各種表示基準を統合
した包括的・一元的なルールであるし⁽²¹⁾、また、
(b)食品表示法自体は食品表示に係る規制の目的
や理念、監視執行体制といった事項を規定するに
留まり、実際の表示の作成ルールとして機能する
のは食品表示基準であるので、実務上非常に重要
な役割を果たしている⁽²²⁾。

二 現行の食品表示基準などでの原産地表示規制

1 食品表示基準における原産地表示

食品表示基準は食品を「生鮮食品」⁽²³⁾と「加工
食品」⁽²⁴⁾、「添加物」⁽²⁵⁾に区分するが、この内、生
鮮食品と加工食品⁽²⁶⁾の原産地表示については現在
【図表1】【図表2】の形で表示を義務付けてい
る⁽²⁷⁾<2017年3月時点>。

【図表1】 現行の食品表示基準による原産地表示規制

分 類		表 示 (原則)		備 考
生鮮食品	輸入品		原産国名	(a)「一般に知られている地名」*も可
	国産品	農産物	採れた都道府県	(a)の他、(b)市町村名も可
		水産物	漁獲した水域名または 養殖場がある都道府県名	水域名表示が困難な場合は水揚港やその港がある都道府 県名も可
		畜産物	「国産」	(a)(b)の場合、主たる飼養地**を記載
加工食品	輸入品		原産国名	そのまま販売可能な形態で輸入される商品の他、既に加 工された製品を輸入し、国内で小袋に包装し直して販売 される商品にも外国たる原産国名が表示される。
	国内製造品の一部 (「22食品群と 4品目」)		主な原材料の原産地名	重量割合50%以上を占める主原料たる農畜産物の産地が 品質に大きく影響すると一般に認識されているもの

【図表2】 国内製造「22食品群と4品目」の原産地表示の方法

(1)原料原産地の記載	国産原料は「国産」、輸入原料は「原産国名」
(2)産地が2以上ある場合	①重量割合の高い順に表示、②3以上あるときは3つ目以下を「その他」と表示して よい。
(3)表示することが困難な 場合	複数の原産地を「又は」で連結して記載し、その旨注意書きを表示。

*「一般に知られている地名」とは、外国では州名(ex.カリフォルニア州)や省名(ex.福建省)など、国内では郡名
(ex.夕張郡)や旧国名(ex.信州)、島名(ex.淡路島)などを指す。

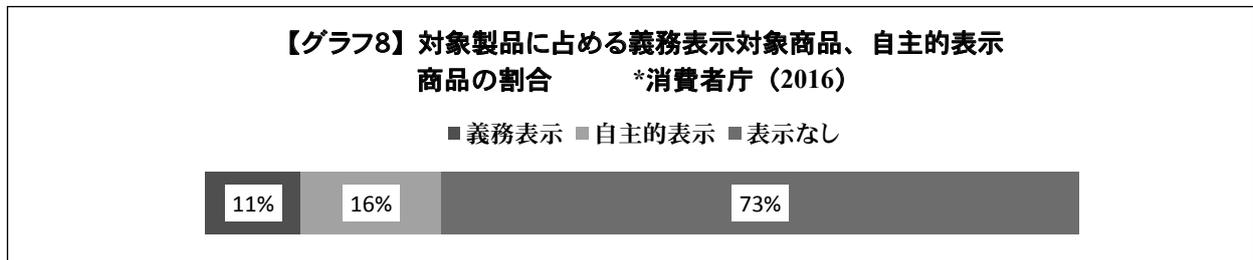
**「主たる飼養地」とは、2ヶ所以上に亘って飼養された場合の「一番長い期間飼養されていた場所」のこと

この内、最初に原産地表示が導入されたのは生鮮食品であり、1970年のJAS法改正により輸入品の缶詰に使う畜肉・野菜などに原産国表示を導入。輸入品の増加や産地の多様化に伴い1993年改正でにんにく、しょうが、ブロッコリー等青果物の一部に拡大し、2000年には全ての生鮮食品に原産地表示義務を課すこととなった。

一方、加工食品については、(a)2001年から2003年にかけて順次、野菜冷凍食品など8品目につき個別に原産地表示が義務付けられ⁽²⁸⁾、その内「農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ蒲焼き、かつお削り節」の4品目が現在でも個別指定の対象とされる一方、(b)2006年には「①産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、②製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品」に原産地表示義務を課すという「横断的要件」(個別指定ではなく「食品群」による義務化)が定められて、こ

んにゃくや表面をあぶった魚介類など当初20食品群、2013年に黒糖などが加わって22食品群へと拡大された結果⁽²⁹⁾、(c)現在では上記(a)(b)を併せた「22食品群と4品目」⁽³⁰⁾が義務表示対象品目となっている⁽³¹⁾。

このように原産地表示義務の対象となる加工食品の範囲は拡大されてきたものの、全加工食品の中で「22食品群と4品目」というのは極一部分の「比較的加工度が低い一部の品目」に留まると評価せざるを得ない(【グラフ8】⁽³²⁾参照)⁽³³⁾。対象を限定する理由としては、加工食品メーカーは最終製品の品質・価格の安定や継続的供給を可能とするため原材料の産地(調達先)や配合割合を頻繁に変更しており、かかる「産地切替え」の度に容器包装上の表示も変更しなくてはならないとすると包装ラインへの投資や従前の包装材の廃棄などで巨額のコスト増が不可避となることに配慮したもののといわれる⁽³⁴⁾。



2 原料原産地表示に関する東京都条例及び「自主的取組」など

以上が国の法令である(食品表示法に基づく)食品表示基準上の取扱であるが、実務上用いられる表示ルールには、①農水省が制定した豆腐・納豆の原料大豆に関するガイドラインや②地方公共団体の例規、③業界の公正競争規約なども存在するので、代表例を紹介しておく⁽³⁵⁾。

(一)豆腐・納豆の原料大豆原産地に関するガイドライン

これは「豆腐・納豆の製造業者等が自主的に原産地の表示を行うための指針」として農水省が制定(2006年)したものであり、「豆腐・納豆の原料大豆」の表示に限定される点で個別指定による原産

地表示制度と類似している。元々の制定主体が同じこともあり、原産地表示の方法も現行の食品表示基準上のものとほぼ同様である⁽³⁶⁾。

(二)東京都条例

「国内で製造され、都内で消費者向けに販売される調理冷凍食品⁽³⁷⁾」を対象とする規制である(【図表3】参照)。「都内で販売される冷食」を対象にした、東京都という一地方公共団体の条例(細目は東京都消費生活条例16条1項に基づく告示⁽³⁸⁾)による規制なので一見適用範囲が限定されるように感じるが、全国区等、広域での流通・販売を見込む大手食品会社の製品であれば遵守せざるを得ないことから、冷食メーカーへの実務上の影響は大きい。

【図表3】冷食に係る東京都消費生活条例の規制(概要)

対象品目	表示対象原材料	限 定	表 示 の 方 法
国内で製造され、都内で消費者向けに販売される調理冷凍食品	(a)原材料の重量割合が上位3位まで、且つ5%以上の原材料 ----- (b)冠商品の原材料	当該原材料が、①生鮮食品か、②「22食品群と4品目」に該当する場合に限る。(②については輸入品は対象外)	食品表示基準と同じ。但し、包装への表示が極めて困難な場合*には、別の手段で提供することを容器包装に記載し、且つ、当該方法(HPや電話相談窓口)で情報提供しても可。

*「包装への表示が極めて困難な場合」とは、原材料原産地または原産地の異なる原材料の割合が頻繁に変更される場合を指す。(尚、「又は」を使った可能性表示は原則不可。)

特徴としては、まず、①対象原材料が「重量割合が上位3位まで、且つ5%以上の原材料」とされ、また、②重量割合とは関わりなく「エビピラフ」にいう「エビ」のような「冠商品の原材料」(商品名に名称が付された原材料)も対象とされる点で、食品表示基準よりも広範な表示義務となっていることが挙げられる(但し対象たる原材料に「生鮮食品か『22食品群と4品目』」との限定がある)。また、③表示方法としては、食品表示基準と同様の「容器包装の見やすい場所への印刷、押印、ラベル貼付」だけではなく例外的にHPでの表示も認められる点で、「産地切替え」の際の事業者側の便宜のみならず、表示スペースや文字の大きさの問題にも一定限対応しうることも特徴的といえる。

(三)公正競争規約

公正競争規約(景表法31条)とは事業者団体(「全国はちみつ公正取引協議会」など各食料品の「公正取

引協議会)が内閣総理大臣(実際には委任(33条)により消費者庁長官)及び公正取引委員会の認定を受けて設定した業界ルール(自主規制)であるが、現在、①食用塩(食用塩公正取引協議会)、②はちみつ(全国はちみつ公正取引協議会)、③レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒー(全日本コーヒー公正取引協議会)については各公正競争規約(またその施行規則)上、独自の原産地表示基準が定められている。

(四)JA全農

全農⁽³⁹⁾グループが「全農」「JA」等のブランドで販売する加工食品については、JA全農による【図表4】のような自主基準により「現行法令が要求している原料原産地情報より多くの情報を開示している」⁽⁴⁰⁾。

【図表4】JA全農の自主基準(概要)

対象品目	表示対象原材料	除 外	表 示 の 方 法
全農商標・JAマーク等を使用する加工食品	(a)原材料の重量割合が上位2位まで、且つ5%以上の原材料 ----- (b)冠商品の原材料	調味料・動物油脂などは除く	食品表示基準と同じ。但し、表示が困難な場合の「緩和規定」として、①大括り表示や②中間加工品の中間加工地表示、③使用原料が国産品か輸入品なのか特定できない「特殊な例」に係る「問い合わせ対応」などを認める。

この自主基準は、(a)①重量割合上位1位の主原料に限定せず、②冠商品の原材料も表示対象とする点で冷食に係る東京都条例と類似しているが、(b)「大括り表示」や「中間加工品の中間加工地表示」などの「緩和規定」を置いている点で独自性が見受けられる。(尚、「問い合わせ対応」を置く点でも東京都条例と類似しているといえる。)

三 原料原産地表示拡大への経緯

再び国の食品表示基準の話に戻ると、上記(二、1)の如く、JAS法上の原産地表示ルールは食品表示法に基づく食品表示基準にも継承されている。ただ、その背景には、本来は「加工食品の原料原産地表示」も同法制定に至る審議の俎上に載せら

れていたが、食品表示基準策定の優先が閣議決定された結果、「積み残し」のまま先送りされた、という事情もある⁽⁴¹⁾。

そこで、(a)食品表示法・食品表示基準の施行(2015年4月1日)直前に閣議決定された『消費者基本計画』(2015年3月24日)⁽⁴²⁾では「加工食品の原料原産地表示…(中略)…などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う」とされ、(b)同じく『食料・農業・農村基本計画』(同月31日)⁽⁴³⁾では「消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するよう、加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」旨が掲げられた。また、(c)2015年秋のTPP大筋合意⁽⁴⁴⁾を受けて内閣のTPP総合対策本部が策定した『総合的なTPP関連政策大綱』(2015年11月25日)⁽⁴⁵⁾では、食の安全・安心に関する施策の一環として「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」旨が標榜された。

これら(a)～(c)を踏まえて消費者庁と農水省により共催されたのが「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」である。(d)検討会では2016年1月29日から同年11月2日までの10回に亘って加工食品の原料原産地表示制度・取組状況の検証や拡大に向けた具体的方策等の検討が行われた。また、この間、(e)2016年6月2日に閣議決定された『日本再興戦略2016』⁽⁴⁶⁾と(f)同じく『経済財政運営と改革の基本方針2016』⁽⁴⁷⁾では原料原産地表示の「全ての加工食品への導入」が検討課題とされた。

更に、(g)同年11月29日の『農林水産業・地域の活力創造プラン<2016年改訂>』(『農業改革方針』)⁽⁴⁸⁾と、(h)同日発表された検討会『中間取りまとめ』では「日本国内で製造された全ての加工食品に原産地表示を義務付ける」等の新しい基準案が盛り込まれるに至った⁽⁴⁹⁾。報道によると、かかる新ルール案を反映した食品表示基準改正案を2017年夏までに公布し、数年後の施行が目指されているという⁽⁵⁰⁾(稿末の【図表9】参照)。

以上が時系列的な動きだが、現行の食品表示基

準策定時に消費者庁より「消費者が求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方にわかりやすい表示基準を策定する」との方針が示された如く⁽⁵¹⁾、従前の食品表示規制に関しては消費者と食品関連事業者の利害調整が中心課題の一つといえた。ところが、上記(c)以降はTPP協定の影響への考慮が必要となり、また(安倍政権の成長戦略の一環としての)農業改革第3弾である(g)が決定されたことから、新たに農家など「生鮮原材料の生産者の利益」という第三の方向軸がクローズアップされてきた点で局面の変化が見られる。

第三の方向軸をコラージュ的に記すと「我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから」(TPP関連政策大綱)、「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化」(日本再興戦略2016)を実現するためには「農林漁業者が、自らのブランド力を生かし、国内・国外の競合産地と適正に競争でき」(日本再興戦略)、「国内外の需要の取り込みの前提となる」(農業改革方針)制度として「全ての加工食品への原料原産地表示の導入」(日本再興戦略2016以降共通)を行うのが望ましい、とのコンテキストであり、こういった第一次産業政策(農業改革、農家の所得向上)の観点から原料原産地表示拡大への大きな推進力になった点⁽⁵²⁾には留意が必要であろう。

四 加工食品に係る新基準案

(『中間取りまとめ』段階)

上記(h)の通り、検討会は「今後の原料原産地表示制度の在り方が消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保につながるるとともに、事業者の実行可能性にも配慮したものとなるよう」⁽⁵³⁾に、との方針の下で検討結果を総括し、『中間取りまとめ』を公表(2016年11月29日)。その内、「4 今後の加工食品の原料原産地表示の対象、方法」の部分で加工食品の原料原産地表示に係る新しい基準の素案(以下「新基準案」)を提示している。

新基準案は政府に対する答申的な性質のものであって、今後、政府側が「内容を十分に尊重の上、

消費者、事業者、生産者など幅広い主体の意見を聴きながら、更に検討を深め、具体的な制度設計を行うこと⁽⁵⁴⁾が予定されるので、最終的な食品表示基準改正に至るまでには少なからず修正も入るだろう。ただ、食品表示一元化検討会の検討報告⁽⁵⁵⁾(2012年8月)を経て食品表示法案が起案され、また内閣府消費者委員会食品表示部会での審議を受けて食品表示基準案が策定された如く⁽⁵⁶⁾、今後の食品表示基準改正の根幹部分を担う可能性が高いので、以下では新基準案の内容を紹介し、併せてその問題点についても触れておきたい。

1. 大前提：加工食品全てに亘る原料原産地表示の義務化

【大前提】 全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料の原産地を義務表示の対象とする。

従前の「22食品群と4品目」に限定されず、原料原産地が「商品選択の際の重要な情報」であることに照らし、原則として⁽⁵⁷⁾全ての加工食品に原料原産地表示義務を課するのが新ルールの特徴である(「主原料の産地が品質に大きく影響していると一般に認識されている」必要もない)。但し、当該加工食品の「原材料全て」ではなく、重量割合が最も大きい原材料(「対象原材料」)が表示義務の対象であることには留意すべきであろう。

この点、①現行の食品表示基準のような「単一の原材料として重量割合50%以上を占める」との要件は勿論、東京都条例やJA全農の自主基準のような「5%以上」といった一定の重量割合が要求されないのには新味があるが(尤も重量割合1位の原材料が全体の5%未満しか占めない場合がどれくらいあるかは不知)、②消費者側からすると「上位2位以下の原材料に何が含まれるのか?」(消費者から見て避けたい国・地域を原産地とする原材料が含まれないか?)も当然乍ら興味の対象となろう。後者については検討会でも「重量割合が上位2位、3位までの原材料を対象とすべきとの意見」も出たが、「事業者の実行可能性」の見地から重量割合1位の原材料に限定された⁽⁵⁸⁾。

2. 原則的な表示方法

【ルール1-1】 表示方法の原則＝「国別重量順表示」：対象原材料の産地について、国別に重量の割合の高いものから順に国名を表示する。

【ルール1-2】 原産国が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができる。

原産地は「豚肉(アメリカ)」のように括弧書きで表示するが、対象原材料の原産地が複数に亘る場合は「豚肉(アメリカ、カナダ)」という具合に、使用している分量が多い順に記載していく。また、**【ルール1-2】**で原産国が3か国以上ある場合は3か国目以降を「その他」と表記してもよいとされる。これらは現行ルールと同様のものであり⁽⁵⁹⁾、「事業者の実行可能性」(容器包装の表示可能面積の問題も含む)への配慮であろうが、当然、消費者側からは「『その他』とは一体どの国か気になる」場面も生じよう。

3. 例外的な表示方法

上記の表示しか認めない場合、産地切替えの度に容器包装の変更が必要となる等、事業者側に過度な負担が生じる虞があるので、消費者の誤認を防止するための措置も執りつつ「しっかりとした条件付けの下で、実行可能な代替的な表示を義務付ける表示ルール」も認めるものとされる⁽⁶⁰⁾。

具体的には、①過去の実績等を踏まえた「可能性表示」、②「大括り表示」、③中間加工原材料の「製造地表示」が提案されている。

(一)例外1：可能性表示

【ルール2】 「可能性表示」：「国別重量順表示」を行うと容器包装の変更が生じると見込まれる場合には、過去実績等を踏まえた表示(以下「可能性表示」という。)を行うことができる。

これは「豚肉(アメリカ又はカナダ又は国産)」といった形で、使用可能性のある複数国を「又は」で連結して列挙しておく方法である(【ルール1-2】同様、使用が見込まれる原産国が3か国以上ある場合は3か国目以降を「その他」と表記してもよいとされる)。列挙の順序は【ルール1-1】同様、「重量割合が高

いと見込まれるものから順に」記載することになる⁽⁶¹⁾。

この可能性表示は、頻繁な産地切替や複数原産地の混合使用などに対応できる等のメリットがある表示方法であり⁽⁶²⁾、現行の食品表示基準や「豆腐・納豆の原料大豆原産地に関するガイドライン」でも認められてきた。新基準案ではそれらを整理し、①対象原材料の過去一定期間における国別使用実績や使用計画(新商品等の場合には今後一定期間の予定)に鑑みて(産地切替えなどの度に容器包装の変更が生じ)「国別重量順表示」は困難と見込まれること、また、②消費者の誤認が生じないよう、原産地表示と共に「過去の使用実績等に基づく表示」である旨の「注意書き」を付記すること、といった条件を付けている⁽⁶³⁾。

ただ、「又は」では消費者にとって実際に購入する個々の食品の原料原産地はよくわからない⁽⁶⁴⁾、「過去の使用実績等」に係る実施細則の如何によっては「通常は外国産原料のみ使用するが、散発的に国産使用の実績もあるので『豚肉(アメリカ又は国産)』と記載する」といった形で欺瞞的な表示が行われる懸念も皆無ではない⁽⁶⁵⁾⁽⁶⁶⁾。

(二)例外2：大括り表示

【ルール3】「大括り表示」：「国別重量順表示」によると3以上の外国の産地表示に関して容器包装の変更が生じると見込まれる場合には、「大括り表示」を行うことができる。

「大括り表示」とは「豚肉(輸入)」といった形で3以上⁽⁶⁷⁾の外国の産地表示を「輸入」と括って表示する方法であり、これも過去一定期間における国別使用実績等に鑑みて「国別重量順表示」が困難と見込まれる場合に認められる。従来からJA全農の自主基準などで認められてきた方式であり、①頻繁な産地切替への対応が可能となる他、②少子高齢化・単身世帯の増加等により「個食化」が進み、加工食品の商品サイズ(当然容器包装の表示可能面積も)が小さくなっているという「物理的スペースの制約」への対応を考慮したものといえる⁽⁶⁸⁾。しかし、①「輸入」という記載だけでは具体的な

国名・地域は不明であり、検討会でも「外国の産地国名が表示されず、特定の国を知りたいという消費者の要望に応えていない」との指摘があったし⁽⁶⁹⁾、また、②「豚肉(輸入、国産)」といった「大括りの重量順表示」になった場合、一般消費者には更に意味不明瞭となる⁽⁷⁰⁾。この方式につき『中間取りまとめ』では「注意書き」の付記は要求されていないが、「HP(QRコードの利用を含む)や電話などによる問い合わせ窓口を用意する」といった条件を付加するのも一つの解決策になるだろう⁽⁷¹⁾。

(三)例外3：大括り表示+可能性表示

【ルール4】「大括り表示+可能性表示」：「大括り表示」を用いても容器包装の変更が生じると見込まれる場合のみ、「大括り表示+可能性表示」を行うことができる。

「大括り表示+可能性表示」とは、3以上の外国の産地表示を「輸入」と括って表示し、且つ、「輸入」「国産」という文言を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」で連結して表示する方法である。

「大括り表示」や「可能性表示」が可能な場面に該当することが前提となるので、それらの場合と同様、①過去の取扱実績等に鑑みた必要性や②「注意書き」の付記といった条件が付く。ただ、「豚肉(輸入又は国産)」といった表記では原産地表示を義務付ける意味自体が没却されないか強く懸念される。検討会の場でも、(a)この表記方法の必要性に対する疑問が呈され、また(b)「どのような情報が提供されるのか分かりにくい」との指摘もあった⁽⁷²⁾。

上の(a)に関して、『中間取りまとめ』では【図表5】⁽⁷³⁾のように「対象原材料について、3か国以上の外国から輸入するとともに輸入品と国産の割合が、製造の月単位、季節単位で変動する場合などもあることを事業者から示されて」おり、こういった場面での「調達方法の実情に沿った実行可能な表示方法」が「大括り表示+可能性表示」と位置付けている。

【図表5】「大括り表示+可能性表示」が認められる条件例（『中間取りまとめ』による）

対象原材料の国別使用割合の月別実績					
4～6月	A国	B国	C国	国産	輸入合計>国産 1位はA国
7～9月	C国	A国	B国		輸入のみ 1位はC国
10～12月	国産	B国	A国	C国	輸入合計<国産 1位は国産
1～3月	B国	A国	C国	国産	輸入合計>国産 1位はB国
					⋮

（画像出典：『中間取りまとめ』 http://www.cao.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/kakoushokuhin_kentoukai.html）

また(b)に関しては、『中間取りまとめ』では「ルールを正しく理解すれば、例えば『輸入又は国産』の表示であれば、①一定の期間を通じてみると、国産よりも輸入の割合が高いこと、②輸入国数が3か国以上であることを示すものであり、消費者の選択に資する一定の情報を提供することができる」とされているが⁽⁷⁴⁾、普通に暮らす一般消費者が日常の「買い物」でそこまで認識できるか些か疑問もある⁽⁷⁵⁾。尚、『中間取りまとめ』では「大括り表示+可能性表示」が行われる「ような事例が全体の中に占める割合はかなり小さいと見込まれる」としている⁽⁷⁶⁾。

(四) 例外4：中間加工原材料の製造地表示

【ルール5】「中間加工原材料の製造地表示」：対象原材料が中間加工原材料である場合に、当該原材料の製造地を「〇〇製造」と表示する。

例えば外国で製造された果汁を輸入し、国内で加工して清涼飲料水を製造する場合に「りんご果汁(ドイツ製造)」と表記する如く、対象原材料たる中間加工原材料の製造地を「〇〇(国名製造)」と表示する方法を「(中間加工原材料の)製造地表示」と呼ぶ(JA全農の自主基準でも認められてきた方式である)。

一般に、中間加工原材料につき生鮮原材料まで遡って原産国を特定するのは困難ともいわれる。その一方、加工食品には、(a)生鮮原材料から自社で一貫して製造する場合も、(b)他社の製造に係る中間加工原材料を使用して製造する場合

も、あるいは(c)同一企業が同一品目につき(a)と(b)両方の形態を併用する場合もあるので、仮に生鮮原材料のみを義務表示の対象とすると(a)の形態を採る企業の製品と(b)の形態を採る企業の製品で差異が生じて「事業者間の不公平感を生じさせ」⁽⁷⁷⁾、(c)の場合には同一企業の同一商品につき原料原産地表示の有無が混在する、といった問題が生じる。

この点、中間加工原材料はそれ自体が1つの加工食品として(生鮮食品と同様に)流通するものであり、食品表示基準上、輸入された加工食品には「製造された国名(原産国名)」の表示が義務付けられているので、「加工食品の原材料である加工食品(=中間加工原材料)についても「それがどの地域、国で製造されたか?」の情報、即ち「製造地表示」はできる筈である。そこで、「中間加工原材料についても、最低限、製造地表示はしてもらおう」という決着を図るのが【ルール5】の提案趣旨である⁽⁷⁸⁾。(このように製造地表示は「最低限の義務表示」なので、「中間加工原材料である対象原材料の原料の産地が判明している場合には、『〇〇製造』の表示に代えて、当該原料名とともにその産地を表示することができる」とされる。)

「食品の原料原産地を表示するルールがある国はまれ」⁽⁷⁹⁾である等といわれる現状では外国で製造された中間加工原材料の原材料までトレースできない場面も少なからず想定でき、「事業者の実行可能性」の見地から中間加工原材料については製造地表示を最低限の義務表示事項とすることも首肯しうる⁽⁸⁰⁾。

但し、①例えば「りんご果汁(ドイツ製造)」との記載では(りんご自体の産地が第三国であったとしても)消費者が「ドイツ産のりんごを(ドイツで)搾った果汁」と誤認する虞は常にある(81)、②日本企業が外国所在の工場や子会社等で中間加工させるケースでは「間に海外工場を挟むことで中間加工原材料の原材料(消費者が商品のメインと見る生鮮原材料)の原産地(特に第三国たる外国の場合)にマスクする」手法が容易に可能となる。

後者については、検討会では中間加工原材料が海外で「製造」された場合が製造地表示の対象であり、「加工」されたにすぎない場合は対象外、とすることで歯止めをかける趣旨のようである。確かに食品表示法上、「製造」とは「原料として使用したものと本質的に異なる新たな物を作り出すこと」(本質の変化)、「加工」とは「あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること」(新たな属性の付加)という概念の区別がなされる(82)、仮に事業者側の処理として「混合するだけでも『実質的変更』に該当するので『製造』と表示する」ような慣行(83)があるならば、そのような歯止めが現実に機能するのか、見極めは難しいようにも思える(84)。

五 新基準案の全般的問題点

新基準案が提示する個々の表示ルールとその問題点については上で述べたので、最後に新基準案が全般的に抱える問題点等につき一言しておきたい。

1 「国際整合性」について

一般的に、食品関連事業者側・消費者団体側、またメディア報道を問わず、原料原産地表示の拡大を見合わせるべきファクターとして「国際整合性」「貿易障壁」といった概念が持ち出されることも少なくない。ただ、これらの言葉は中身がハッキリしないまま使用される傾向もあるので、ここで若干確認しておく。

(一) CODEX/TBT協定違反になるのか？

第一に、「国連の国際食品規格制定機関である

コーデックス委員会が定める規格でも加工食品の原産地表示は求められていない。自国外で生産した食品の排除につながる非関税障壁と受け取られかねず、すべての加工食品に産地の表示を義務づけているのは韓国のみだ。」(85)といった叙述に関してである。この見解の中核は、(全ての)加工食品に原料原産地表示を義務付けると、(a)「CODEX規格では加工食品の原産地表示は求められていない以上、同規格に違反する」し、(b)「外国産の食品の排除につながる『非関税障壁』(NTB: *Non Tariff Barrier*)として国際法(TBT協定)違反になる虞(また外国からそう主張される虞)がある」という2点になろう(86)。

この点、まず、日本はWTO加盟国としてTBT協定(87)の遵守義務を負っているが、TBT協定上は「工業品及び農産品を含め、すべての産品は、この協定の適用を受ける」ものとされ(1条3項)、且つ、(a)「加盟国は、強制規格(88)を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき…(中略)…は、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる」(2条4項本文)とされるので、食品表示分野の国際規格たるCODEX規格(89)を日本の食品表示基準の「基礎」とすべきなのは確かである(90)。ただ、消費者庁・農水省側が(検討会などで)再々「CODEXには原料原産地表示に関する規定はない」旨の説明をするのは(91)、上記(a)の主張が示唆するような「CODEX規格上義務的表示とされていない事項につき表示を求めると同規格に反する」との結論を導くためではなく、寧ろ逆に「CODEX規格に規定がない事項なので同規格(延いてはTBT協定)には抵触しない」旨の確認の趣旨である(92)。

念のためCODEXの規定を確認しておくと、①「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」(93)は「本規格の義務的要件並びに3『一般原則』で規定している強調表示及び欺くことに関する要件に抵触しないものである場合は、記載、印刷されたあらゆる情報若しくは絵柄又は図柄を表示することができる」(7.1条)とする以上、(同規格が要求する「4. 義務的表示」事項(94)に含まれない事項であっても)「任意表示」(「CODEX規格上の義務

的表示ではない」という意味であり、国内法上は義務表示とする場合も含む)として原産地表示を義務付けることを禁止する趣旨ではないと解釈するのが自然である。また、②同規格上の義務的表示の内、「原産国」に関しては「原産国の省略が消費者を誤認させる又は欺く恐れのある場合は、当該食品(筆者注:加工食品も含まれる⁽⁹⁵⁾)の原産国を表示しなければならない」(4.5.1条)との規定が存することに鑑みると、寧ろ加工食品であっても原産国・原産地情報を表示する方がCODEX上も好ましいと評価できるのではないか⁽⁹⁶⁾。従って、原料原産地表示を義務付けたとしてもCODEX自体に抵触する訳ではないといえる。

次に上記(b)に関しては、TBT協定は「加盟国は、強制規格に関し、いずれの加盟国の領域から輸入される製品についても、同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする製品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する」(2条1項)として内国民待遇原則を規定する。この規定に関しては、「輸入品に対して国産品には要求されない厳格な条件(表示義務など)を課す」といった典型的な場面だけでなく、「国際貿易に対する偽装した制限となるような」(前文)場面であれば同条違反のNTBと評価されうる点で注意が必要である。

但し、今般の新基準案における原料原産地表示ルールは、①国内製造の加工食品に適用されるものにすぎず、②輸入品に国産品よりも厳格な表示義務を課す⁽⁹⁷⁾ことで「国産品よりも不利な待遇」をする場面ではないし、③輸入加工食品の場合は従来通り(原材料の原産地ではなく)その加工食品自体の原産国表示を行っておけば足りるので、実体的に見る限りTBT協定違反のNTBになるとは想像し難い。これは、④現在まで「韓国及びオーストラリアの原料原産地表示制度について、WTO協定上、特段問題とされていない」⁽⁹⁸⁾こと、また、⑤従前からの日本の(「22食品群と4品目」に係る)原料原産地表示制度も「WTO事務局を通じて他の加盟国に順次通報してきている」⁽⁹⁹⁾にも関わらず、現在まで特に外国から問題とされていないことによってもある程度裏付けられる。

(二)貿易摩擦の可能性!?

ただ、検討会の過程での食品関連事業者側からの意見としては、実は上記(一)のような(実体的に見た場合の)「国際法違反の如何」というよりも、(a)「(韓国やオーストラリア等、一部の例外を除き、)加工食品の原料原産地表示は義務化しないのが事実上の国際標準(global standard)だ」といった謂わば「横並び論」と評せる見解⁽¹⁰⁰⁾や、(b)更に進んで「かかる国際標準とは異なる制度(原料原産地表示義務)を導入すれば、CODEXに原料原産地表示を盛り込むべきか議論された際と同様、米国等の輸出国側の強い反発を招来する」という「貿易摩擦警戒論」⁽¹⁰¹⁾が提出されてきたと見る方が正確だろう。

そして、(a)の「横並び論」に関しては、必ずしも「横並び」にすべき論理的必然性はなく、客観的で適正な原料原産地情報の伝達自体は他国から非難される謂れがないともいえるが⁽¹⁰²⁾、(b)の「貿易摩擦警戒論」は、海外事業にも注力している食品関連業者側から出されたりアリストティックな意見として決して等閑にすべきではないように思われる。蓋し、国際関係は(上記(一)で検討したような)理屈通りに展開するとは限らないものであり、①「国産原材料使用の加工食品の販売促進」とその反面としての「外国産原材料の日本への輸入量低下」という効果が観面に顕れたり、②日本の食品関連事業者が表示コスト(あるいは原料原産地表示に起因する日本市場での価値の低下)を理由に外国産原材料の値引き等を要求する事態が生じたような場合には、(実体的な国際法違反の如何に関わらず、)輸出国たる外国が国益を賭けた対応を見せる可能性も少なくないからである。従って、そういった貿易摩擦への手当ても考慮しておく方が政策上ベターかもしれない⁽¹⁰³⁾。

(三)韓国における違反事例の多さ!?

尚、「世界的に見て表示を義務付ける立法例が少ないのは、実行可能性がなく、実際には無理だからだ」といった主張もあり、この点では世界で最も「突出」した制度を採る韓国での「違反事例の多さ」が論拠とされる。即ち、同国では2010年制定の「農水産物の原産地表示に関する法

律」(及びそれを受けた大統領令)により、(農水産物の他、)ほぼ全ての加工食品に原料原産地表示義務が課されるが⁽¹⁰⁴⁾、2015年の「原料原産地表示を含めた原産地表示違反全体」で見た取締実績によると、①全体の調査件数は30万強、②農産物の表示違反が4,331件(内、虚偽表示2,776件、未表示1,555件)、③水産食品の表示違反が769件(内、虚偽表示160件、未表示609件)とのことである⁽¹⁰⁵⁾。この数字が「多い」といえるのか、消費者庁側は断定は避ける一方、食品関連事業者側からは「余りに高い違反率であり、制度自体の妥当性に疑問あり」といった意見も出されている⁽¹⁰⁶⁾。

しかし、(a)「調査件数30万件強の内、5,100件が違反件数なので違反率は1.7%弱」であるとしても、比較対象がない(また、そもそも全食品の数量に占める調査件数30万件の割合の大小さえ不明である)以上、かかる違反率の高低については一概には評価できないし、(b)「調査されなかったものの中にも違反事例があった可能性は高い」とか、(c)「キッチンとした執行(調査・取締)体制が整っている方が補足(違反)件数も増える筈」と考えることもできるので、結局のところ、韓国での違反件数の問題は「日本で国内製造の加工品に原料原産地表示を義務付けるべきか？」との設問に対する直接の解答(積極的にも消極的にも)を導くものにはなりえない。

ただ、日本の食品表示基準上、既に熱量及び4つの栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)の義務表示化との関係で栄養計算に係る能力の問題が指摘されているが⁽¹⁰⁷⁾、更に原料原産地表示も義務化するのであれば負荷の増大は不可避な以上、「最終的には全ての事業者が対応できるようにする」という実行可能性の観点も一層切実になるに違ひなからう。

2 農業／農協改革との関係、義務表示にすべきか？

(一) 農協改革との関係

「農協改革とのバーター」として原料原産地表示の拡大を認めたのが今般の新基準案だとの報道⁽¹⁰⁸⁾もなされ、「生産者の所得向上」等の言葉を耳

にするにつけ、「消費者の利益とは乖離する方向で食品表示制度が利用されるのではないか」との危惧も生じるかもしれない。この点、①原産地情報へのアクセス等も含めた「食の安心」が頃に重要となっている今日、棚上げされてきた原料原産地表示制度の議論を再度推進する契機となった点では肯定的に評価されるべきだろうし⁽¹⁰⁹⁾、②(「義務表示にまですべきか」という問題を別にするならば、)「原料原産地表示を行うと国産原材料使用の加工食品が選ばれる筈」との生産者側の思惑についても、それが消費者の選好の反射的利益に留まる限り(日本の消費者保護に関する)問題はない筈なので、経緯自体を余りネガティブに捉える必要はないようにも思われる。

ただ、(一次産業に競争力を付けるという政策自体は、「補助金バラマキ」により延命を図りつつ、その実農業等が弱体化していった従来の政治経済構造よりも望ましいかもしれないが⁽¹¹⁰⁾、)予め「農協改革とのバーター」のためにJA等生産者団体の要請を優先するとの既定路線があり、そのために他の選択肢が十分吟味されなかったとすれば、新制度の設計としては不足もあるかもしれない。勿論、大括り表示等については(前掲(注62)記載の通り)既に2009年の共同会議でも議論されたものであり、必ずしも唐突に提案されたものではないが、①(全ての加工食品につき義務表示とする点も含め)表示ルールの内容には依然検討の余地は残されているし、また、②「消費者にわかり易く、メーカーや小売等の食品関連事業者の実行可能性がある」との観点も欠落してしまわないか、③原材料輸出国たる外国との貿易摩擦を惹起する危険性を防止できているか、などの点も再精査しておくべきである。

(二) JA全農の自主基準型へのサヤ寄せ!?

まず、JA全農の自主基準との相関性も強く見受けられる表示ルール(正確には現行の食品表示基準で認められる可能性表示にJA全農型の大括り表示や製造地表示などを導入したものを国内製造の全加工食品に法的に義務付けることについてはどうか。この点、既に紹介した冷食に係る東京都条例やJA全農の自主基準の例を見る限り、例外的な「緩和規定」も設けておくならば、「①従前のように対

象品目自体を『22食品群と4品目』には限定しない、②『重量割合50%以上の主原料』に限定せず、5%以上であれば上位2位～3位くらいまでの原材料を表示対象原材料とする、また、③一定の冠商品の原材料は重量割合に関わらず義務表示事項とする」といった取扱をしても、(大手メーカー等をはじめ、)食品関連事業者側が強調するほど実行不可能な訳ではないようにも思われる。従って、それよりも緩やかな内容である新基準案の表示ルールならば、尚更実施できる場面(商品・事業者)も多いと評価できるかもしれない。

しかし、加工食品の種類も食品関連事業者の規模・能力も様々なことに照らすと、「全ての加工食品につき原料原産地表示を義務付け、違反に対しては罰則⁽¹¹¹⁾を適用する」というハードで画一的な規制とすることには慎重を要するだろう。何故ならば、(a)「義務表示事項にしてしまうと(悪質な虚偽表示のみならず、過失による表示の欠損・不備等についても)罰則や事業者名の公表といった制裁を伴いうる以上、『ほぼ全ての事業者が遵守可能』なレベルに留めないと中小・零細事業者の事業活動に支障が生じる」という主張にも相当の理由が認められ、(b)任意表示に留めた上で「詳細に表示できる事業者は自主的に表示を行い、表示していない商品との間で何れを選択するかは消費者に委ねる」(あるいは小規模事業者等への適用免除を認める)といった柔軟な方式もありうるし⁽¹¹²⁾、(c)先にも触れた如く、外国から「TBT協定違反」としてWTOに提訴される可能性を可及的に封じるためには「法的に義務付けられる強制規格ではない」というエクスキューズを用意しておくのも一つの予防策となりうるからである。

また、(d)従前から「食品表示は消費者にとって表示項目が多く文字も小さいので読みにくい」という難点が指摘されてきたところ⁽¹¹³⁾、現行の食品表示基準でも当該問題は解決されていないので、今般の新基準案のような原料原産地表示が加わった場合は更に読み解き難いものになるのは必定である。こういった「消費者にとってのわかり易さ」の観点からも、新基準案の表示ルールには猶再考の余地があるように思える。

(三)JASマーク型の利点

(政治主導の「義務化拡大」方針のアンチテーゼ的になるかもしれないが、)上記との関係では、従前から運用されてきた日本のJAS認

【図表6】 現行JASマークの例(有機JASマーク)



(画像出典：http://www.maff.go.jp/j/jas/)

証/JASマークの制度も一定程度参考となるように思われる。即ち、「JASマーク」(【図表6】参照)は、飲食料品等の「農林物資」(JAS法2条1項)につき、①農水大臣により登録された各業界の登録認定機関が、②農水大臣の制定したJAS規格に適合したメーカー等を認定製造業者等として認定しておき、③かかるメーカー等が自社製品にJASマークを表示する、という流れで表示されるものである。「メーカー側がかかる認定を受けるか、同マークを表示するか」は法的には任意であり「表示しておけば消費者の信頼の対象になる」レベルに留めている点で「制度化されたマークの任意表示で解決する方式もある」との徴表になるし⁽¹¹⁴⁾、こういった手法の方が「実行できる事業者から、よりハイレベルな表示をするよう取り込んでいく」というソフトで消費者インセンティブに資する解決も可能となる。また、マークで表示される点で消費者の目にも付き易いといえる。

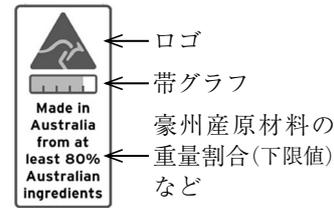
「マーク」については、例えば今般の『中間とりまとめ』と前後して、日本チェーンストア協会から「国産マーク」なるものの利用も提案されているが⁽¹¹⁵⁾、より公的な制度として、幸い(日本の農産物の輸出政策との関係で)「国産農産物に国がお墨付きを与える」ために農産物にJASマークを付ける仕組みの活用が検討され⁽¹¹⁶⁾、またJASマーク制度自体の再編⁽¹¹⁷⁾も検討されている現在、「国産品の使用率の高い加工食品向けのJASマーク(またそれに類似した別のマーク)を導入する」といった解決策も検討されてよかったのではなかろうか。

(四)オーストラリアの「基準マーク」

消費者にとって「一目で理解できる表示」の例としては、オーストラリアの制度⁽¹¹⁸⁾も参考になるだろう。(消費者法134条に基づく)「2016年原産国表示情報基準」(Country of Origin Food Labelling

Information Standard (2016)⁽¹¹⁹⁾に規定される同国の新制度(2016年7月より施行)では、(a)同国内で販売される食品全てに原産国表示を義務付けるが、(b)そ

【図表7】 オーストラリアの「基準マーク」の例



(画像出典: <https://australianmade.com.au>)

ここでは原産地情報に係る消費者の関心の度合いに応じて食品を「優先食品(priority foods)」と「非優先食品(non-priority foods)」とに分類した上で、(c)菓子、ビスケット、スナック、水、清涼飲料水、コーヒーなどの「非優先食品」の場合は原産国(製造国)のみを義務表示に留める一方、(d)それ以外の「優先食品」については【図表7】のような「基準マーク」(三角形内にカンガルーを入れたロゴと同国産原材料の重量割合を表す帯グラフ及びどの程度豪州産のものを使用しているかの文言から成る)の表示を義務付け、「100%同国産」とか「輸入原材料も含まれるが、同国産原材料を少なくとも何%含み、同国内で製造された」といった内容を簡単に識別できるようにしている(尚、(e)輸入品たる「優先食品」については原産国(製造国)のみが義務表示事項とされる)。

このように、①消費者の関心に応じた食品カテゴリーにより表示の厳格性に差を設け、また、②消費者に理解しやすいマークを利用するといった制度設計もありうる点は、(JA全農が自主基準策定にあたって参考としていた韓国の制度と比べ、検討会では大きく取り上げられなかったものの、)今般の新基準案の方式とは別の選択肢として記憶しておいてもよいのではないか。

これらの脈絡でも、今回の新基準案策定にあたって「新たな表示ルール(文字で表示される)に従った表示を強制するか、それとも従来通り各事業者毎の自主的な表示(公的に制度化されていないもの)に委ねるかの二者択一」との前提で検討が進められたことについては、選択肢を限定しすぎたようにも感じられる。

3 「おにぎりののり」の取扱

今般の『中間取りまとめ』の内、若干唐突な印象を受ける内容の一つが「おにぎりののり」の取扱であろう⁽¹²⁰⁾。即ち、『中間取りまとめ』では「おにぎりという国民食において、のりの原料原産地は、のり生産者の意向も強く、消費者の商品選択の上で重要な情報と考えられ、…(略)…実行可能性があると見込まれることから、義務表示の対象とすることについて異論はなかった」⁽¹²¹⁾と説明した上で、特に「おにぎりののり」を原産地表示義務の対象としている(「おにぎり」の表示につき「のり」の原産地表示を義務付ける)。

このように「おにぎりののり」が謂わば「個別指定」された背景には、①かつての日本の干しのりの生産量は100億枚を超えていたところ、家庭用(特に贈答用)の国内需要が減少した結果、現在では約80億枚(2014年で81億枚)にまで国内生産が減少してきた一方、②韓国・中国の生産量の増加から日本ののりの輸出先が縮小し、③日本への輸入が増加(2010年の2.2億枚から2014年の6.9億枚へと4年間で3倍以上)している、といった事情がある。そこで目を付けられたのが近年伸びの著しい「コンビニおにぎり」⁽¹²²⁾であり、上記の国産干しのりの現況に危機感を抱いたノリ生産漁業者がJF全漁連(全国漁業共同組合連合会)を通じて「強い要望」を出した結果、個別指定に近い形(「おにぎり」の食品表示の中で「のり」の原産地表示を行う)となった訳である⁽¹²³⁾。

確かに「おにぎりに有明海苔と瀬戸内産の海苔を巻いた場合の食感の違い」といった説明⁽¹²⁴⁾は食材の勉強にもなるが、①「コンビニおにぎり」の購入者がそういった産地による選好をどの程度行うのか、②今回の新基準案では冠表示(例えば「紅鮭おにぎり」の冠表示である「紅鮭」)に係る原料原産地表示の義務化が見送られたことと比較して、「コンビニおにぎり」に占める重量割合が0.4%~4%⁽¹²⁵⁾に過ぎない「のり」の原産地表示を義務化することのバランスはどうか、また、③「産地で干しのりに加工されるので複数国の原料が混在することはなく、表示の実行可能性に問題はない」⁽¹²⁶⁾等とはいっても、国産(特に有明産、

瀬戸内産)ののりを使用する「コンビニおにぎり」には既に国産(「有明産」、「瀬戸内産」など)である旨の強調表示が行われる例も少なくないこと⁽¹²⁷⁾に照らすと、法的に義務化すべき必要性があるのか等々⁽¹²⁸⁾、消費者や食品関連事業者側から見た場合の疑問点は多い。

従って、検討会でも指摘⁽¹²⁹⁾があった如く、全ての加工食品につき横断的に規定される今般の表示ルールに盛り込むのは適切ではないだろうし、どうしても必要であれば、例えば前述の「豆腐・納豆の原料大豆原産地に関するガイドライン」と類似した形式で「おにぎりののりの原料原産地に関するガイドライン」を策定しておく、といった解決法が適当であるようにも思われる。

4 冠表示の原材料

検討会では冠表示についても再々議論されたが、新基準案は結局、冠表示の原料原産地表示の義務付けを見送った。これに対しては、①商品購入の際の着眼点の一つとなる以上、消費者側からの要望も比較的強いし、②「商品名の一部を構成し、アピールポイントとなる原材料の原産地を表示するのに困難を伴うのか?」との疑問も出されるだろう⁽¹³⁰⁾。あるいは、③既に同表示を義務付けている(冷食に係る)東京都条例やJA全農の自主基準に関して特に実務上の問題点が報告されていないことも参考になるかもしれない。

しかし、検討会にも資料提出された通り⁽¹³¹⁾、「冠表示」と捉えうる「特定の原材料の名称を商品名又は商品名の一部として使用する食品の表示」としては実に様々なものがあり、(a)「エビピラフ」「紅鮭おにぎり」「にんにくポン酢」等であれば通常は冠表示の対象原材料が含まれると期待されるが、(b)「メロンシャーベット」「ブルー

ベリーガム」などでは(冠表示された果実の果汁等が含まれる可能性がゼロではなからうが)風味が付いているだけと想像されるし、(c)「たいやき」「メロンパン」等では当該食品の形状を表しているだけで、「鯛やメロンが入っている」とは思わないのが普通である。

このような状況に鑑みると、『中間取りまとめ』が(冠表示については)「食品表示法の定義はなく、また、新たに定義付けることも困難であるため、義務表示ではなく、国がガイドライン等を示すことにより普及していくことが適当」⁽¹³²⁾と述べて義務化しなかったことにも十分理由があるといえる。(仮に今後ルール化を検討するとしても、少なくとも横断的な形で規定するのではなく、品目を限定した形で進めざるをえないだろう。)

5 表示拡大によるコスト増と値上げの可否

原料原産地表示の拡大に反対する理由として、食品関連事業者側からは「コスト増」や「表示ミス等による自主回収の増加」、「食品の廃棄ロス」なども挙げられる⁽¹³³⁾。表示ミス云々に関しては消費者の「口に入る」ものを製造販売する以上、効率的なトレーサビリティシステムの導入など「日常的に的確な情報管理」体制⁽¹³⁴⁾を整えるべきであり、そこで「食品ロス」「環境負荷」等を持ち出すのでは「やりたくない言い訳のための附会」との批判も免れ得ないだろうし、コスト増の問題も含めて全般的に企業努力が重要なのは当然である。ただ、ここでは「原料原産地表示の拡大に伴うコスト増を商品に転嫁することの是非」につき消費者がどう考えているのか確認するため、冒頭で紹介した消費者庁のアンケート調査(2016年)における回答の数値を紹介しておきたい。

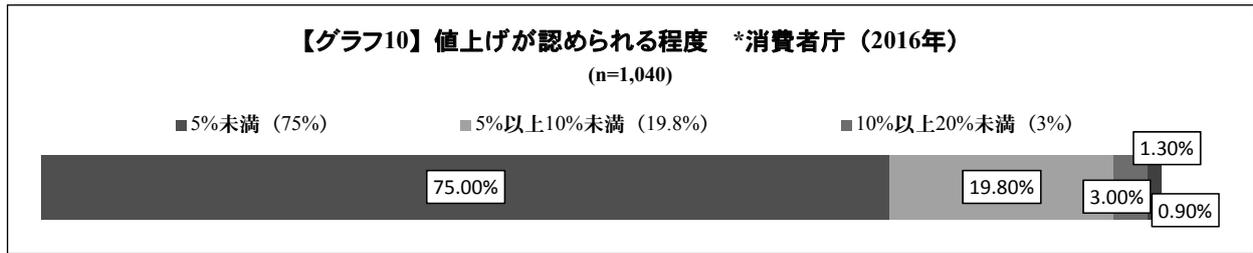
即ち、【グラフ9】では「コスト増となっても

【グラフ9】原料原産地表示拡大と商品値上げ *消費者庁(2016年)

(n=3,000、内「コスト増は仕方ない」は1,040)

■コスト増は仕方ない。商品値上げもある程度認められる ■コスト増は仕方ないが、商品値上げは避けるべき ■その他





値上げは避けるべき」と答えている者が64.4%に上るが、一方で34.7%の者が「原料原産地表示が拡大・充実されるのであれば商品値上げはある程度は認められる」と答えている。そして、【グラフ10】によると、「値上げやむを得ず」と回答した者の内75%が「5%未満の値上げなら許容しうる」、19.8%の者が「5%以上10%未満なら許容しうる」と答えているが、これは仮に「5%未満の値上げ」であれば「値上げやむを得ず」派の内94.8%（値上げ反対派を含めた母数3,000人との比較でいえば32.9%）は納得する、ということでもある。

既に紹介した【グラフ4】でもわかる通り、消費者にとって商品選択時に確認する最重要項目は「価格」であり、「(品質が担保されている限り)価格が安い方がよい」「同じ商品なら少しでも安く購入したい」というのが一般的な消費者感覚の1つであるにも関わらず、上記の如く、約3分の1の者は「原料原産地表示の充実と引き替えであれば、5%未満なら値上げも許容できる」と答えている点、消費者が原産地表示を重要と考えていることの証左と見て間違いなからう。

従って、「コスト増による値上げにつながるから消費者の利益にならない」といった「お為ごかし」の理屈付けは通用すまいし、「容器包装の表示可能範囲との関係で、文字が小さくなりすぎないか」、「表示ルールが複雑になり、消費者に容易に理解できなくなるか」といった点には十分注意を払いつつも、全体的な方向性としては（上述の「マーク」創設の可能性なども含め、）消費者が原料原産地情報にアクセスし易い食品表示等の環境を一層整備していく必要がある。TPP発効の可能性は減ったものの、米国との関係では（米国有利な形での）FTAの締結を迫られる可能性が高まり⁽¹³⁵⁾、EUとのEPA妥結⁽¹³⁶⁾も見込まれる昨今、

消費者政策のみならず、農林水産業のあり方などにも大いに関係する問題である以上、再度十分な検討を経て、より良い表示制度が実現されることを祈念して止まない。

(2017年3月24日脱稿)

【後記】

その後、『中間取りまとめ』の内容を踏まえた食品表示基準<内閣府令>の改正案が作成され、2017年3月22日には消費者委員会に対して諮問（諮問内容「加工食品の原料原産地表示制度に係る食品表示基準の一部改正」）。同月27日から4月25日まで意見募集（パブコメ）に付されることになった⁽¹³⁷⁾。パブコメ⁽¹³⁸⁾に際しては（改正案の条文である）『別紙（新旧対照表）』の他、『食品表示基準改正のポイント』、『新たな原料原産地表示制度に係る考え方（補足資料）』も公表されている。

改正案においては、(1)輸入品以外の加工食品全般を適用対象とするが、(2)従前からの「22食品群と4品目」は「現行通り」（但しそれら個別指定を記した「別表第15」に「おにぎりののり」を追加）とした上で、(3)それ以外の加工食品につき『中間取りまとめ』で提示された表示ルールを採用する、という枠組みで条文化が図られた。

『中間取りまとめ』段階では示されていなかった事項としては、例外的な表示方法たる「可能性表示」、「大括り表示」、「大括り表示+可能性表示」（本稿でいう【ルール2~3】）に関して、①それらの表示を用いる場合には「一定期間使用割合」（「過去の一定期間における使用実績又は将来の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量と割合」）に係る資料の保管義務を課すこと、②「一定期間」の設定は「製造年から遡って3年以内の中で1年以上の実績」（使用計画の場合は「製

造の開始日から1年以内の予定)」とすること(これについては通知等で規定される予定)、③本稿(四、3.(一))でも記したような、使用割合が極めて低い原産地の表示により惹起される誤認の防止策として「一定期間における使用割合が5%未満の対象原材料の原産地については、当該原産地の後に括弧を付して『5%未満』の旨表示する」ことなどが規定され、また、④経過措置期間は現行の食品表示基準(生鮮食品については既に終了している)、それ以外の、加工食品等に対する義務付けの部分)と同様、2020年3月末<義務化は同年4月1日から>とされている。

全ての国産加工食品に係る「横断的義務表示」の制度を規定しつつも「22食品群と4品目」(+おにぎり)については他とは区別して従前通りの取扱とする点につき、今後もそのような区別を図り続ける必要があるのか疑問もあるし、何よりもそういった「継ぎ接ぎ」の結果、表示ルールが極めて複雑化してしまい、一般消費者には理解し難い制度になる虞が強いのではないかと、というのが率直な感想である。

現行の食品表示基準策定時にはパブコメの詳細が整理公表されないまま手続が進められる等、手続過程の「不透明性」や「消費者ニーズからの乖離」が指摘されるような場面が見られたが、今回はそのような轍を踏まないよう、十分な情報開示と審議を尽くした改正を期待したい。

(2017年4月3日)

(1)加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会『中間取りまとめ』(2016年11月29日)1頁によると、①国産農林水産物の3割は生鮮食品、6割は加工食品の原材料とされ、②国内製造の加工食品の原材料の7割は国産農林水産物であるのが現状という。同『中間取りまとめ』など、加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会の各回資料・議事録等については消費者庁HP内「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」の頁(http://www.cao.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/kakoushokuhin_kentoukai.html)に収載されている。

(2)国産品の「地域ブランド」を気にする向きは多いだ

ろうが、この点、WTOマラケシュ協定付属書(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定：TRIPS協定)に基づく地理的表示法が2014年に制定、2015年6月より施行されており、「但馬牛」などの登録された地理的表示(GI：Geographical Indication)については知的財産として保護されることとなった。この点、山口由紀子「農産物・食品に関する表示制度を鳥瞰する」農業と経済81巻12号21頁以下、農水省「GIサポートデスク」(http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html)参照。尚、【グラフ5】からもわかる通り、日本では一般に「国産のものの方が外国産よりも安全」と考える向きが強いが、それは必ずしも科学的根拠に基づくものではない点で注意が必要である。この点、全国消費者団体連絡会・後掲(注6)[岩岡委員]1頁、日本消費者協会・後掲(注7)[佐伯氏]3頁、また食品添加物の規制緩和等に関する中村幹雄「『どうする食品規制(第6回院内学習会)』の報告」消費者法ニュース108号223頁以下なども参照。

- (3)第3回検討会(2016年3月31日開催)提出の【資料1】消費者庁『消費者に対する調査について』による。同資料は2016年3月4日～11日に消費者庁が一般消費者3,000人を対象として実施したWEBアンケート調査の結果であり、後掲の【グラフ3】【グラフ7】も同。
- (4)この調査に関しては日経産業新聞「よくわかる食品の産地表示①～⑤」(2016年11月30日、12月1日・2日・5日・6日)⑤なども参照。
- (5)例えば、TPP発効に向け、日本は米国向けにコメ7万トンや小麦15万トンの輸入枠を新設し、牛肉や豚肉にかかる関税の引き下げ(牛肉につき現行の38.5%から9%に、豚肉(低価格品)につき1キロ482円から50円に)といった「譲歩」を用意していた。この点、日経新聞「対日交渉、農業・車に圧力、米次期通商代表、FTAに意欲。」(2017年3月16日朝刊)など参照。
- (6)2010年度に埼玉県が県政サポーター4,136人に実施したアンケート調査(回答率59.4%)によるもの。第3回検討会(2016年3月31日開催)提出の【岩岡委員 提出資料】全国消費者団体連絡会『加工食品の原料原産地表示制度に関する意見』4頁にも転載されている。
- (7)全国10消費者協会による調査(有効回答数484)。第4回検討会(2016年4月27日開催)提出の【佐伯氏 提出資料】日本消費者協会『「加工食品の原料原産地表示制度」に関する意見』1頁以下参照。
- (8)日本消費者協会・前掲(注7)[佐伯氏]1頁は、これを評して「あくまでも推測であるが…(略)…安全性に

- ついでの数値的な裏付けよりも感覚的に国産を求めることにつながっているのではないかとされ、また同3頁には「外国産の食品の安全性についての考え」に関して「外国産は不安」(63.8%)、「外国産に比べ国産は安心」(59.7%)といったアンケート結果が挙げられている。
- (9)その他、全国の生協で行われた「食品表示に関するアンケート」(2012年)でも、「一般」では「消費期限・賞味期限」「価格」に次ぐ第3位が「輸入品の原産国」、第4位が「原料の原産地名」であり、共に80%強が「商品選択のためにいつも参考にしている」(「ときどき参考にしている」も含めると共に90%弱)と答えている(但し母数は195人)。一方、「学生」(母数212人)の場合は第1位は「価格」で、それについて「消費期限・賞味期限」「内容量」「栄養表示」「輸入品の原産国」…と続く。同調査の結果は全国消費者団体連絡会・前掲(注6)[岩岡委員]5頁に掲載されている。
- (10)全国消費者団体連絡会・前掲(注6)[岩岡委員]2頁参照
- (11)食品の製造、加工(調製又は選別を含む。)若しくは輸入を業とする者(当該食品の販売をしない者を除く。)又は食品の販売を業とする者(食品表示法2条3項1号)。蓮見・後掲(注19)[食品衛生研究(1)]32頁参照
- (12)第3回検討会(2016年3月31日開催)提出の【武石委員提出資料】食品産業センター『加工食品の原料原産地表示について』5頁は「企業に寄せられたお客様相談の数値をみると、加工食品の原料原産地の問い合わせはわずか。またその理由は特定の国、地域のものでないことを確認したいというものが大半。こうした食品安全の不安は表示では解消できない」と述べ、その根拠として加工食品に係る大手食品企業9社からの「お客様相談内容」の聞き取り調査結果(2015年実績)では、全件数8,000~41,000件(平均28,000件)の内、「原料原産地に関するお問い合わせの割合」は約0.5~約6%(平均2.2%)にすぎないことを挙げられている。しかし、①それは(「商品選択時に表示を見たか?」という問題ではなく)「企業の相談窓口にクレーム申し出等をした」場面であり、且つ、②2012年の同様の調査で見た場合、相談の過半数(58.1%)を占める「その他」の中身には「企業」自体や「販売店」「CM/キャンペーン」に関する問い合わせ等も含まれるとのことである。【グラフ6】で「消費者が必ず確認する事項」のトップ(90.5%)である期限表示に関する問い合わせでさえ7.5%(2012年)にすぎない点などにも鑑みると、①'そもそもシチュエーションが違う場面につき、②'CM等に関する『その他』の問い合わせも母数に含めることによって原産地表示に係る相談割合を希釈化した数値であり、それを基に「原産地表示は不要」との結論を導くのは果たしてフェアな統計処理といえるのかどうか。(尚、食品産業センターは食品業界の相互連携組織)
- (13)戦後の「食の安全安心」に係る法制度の変遷等については三上伸治<消費者庁表示対策課食品表示対策室長>「社会情勢の変化に対応した食品表示制度について」公正取引785号60頁以下が詳しい。その他、垣田達哉『一冊でわかる食品表示』(商業界、2015年)49頁以下も参照。
- (14)内訳はJAS法関連52本、食品衛生法5基準、健康増進法1基準。
- (15)「食の安全」に係る近時の食品不祥事については垣田・前掲(注13)49頁以下、佐伯龍夫『食品に関する法律と実務がわかる本』(日本実業出版社、2015年)12頁以下など。また広く食品表示関係の日本の法制・判例・行政実例につき(主に企業側の)弁護士の立場から解説するものとして中山代志子他『<特集>食品表示に関する法——最近の改正法を中心に』LIBRA16巻4号2頁以下(八掛=堤「第2章 食品表示法」、上田=河合「第3章 景品表示法」、中山=岩月「第4章 企業コンプライアンスの視点から見た食品表示問題」、山口=岩月「第5章 食品表示に関する事例」等収載)など参照。
- (16)「メニュー偽装」等については景表法上の不当表示(優良誤認表示)として禁止されるものであり、これらの事件を受けて2014年の景表法改正がなされている。この点、山口・前掲(注2)[農業と経済]17頁以下(19頁)、石川直基「広告・表示規制における実務上の課題と解決への視点」現代消費者法32号23頁以下(24頁)など参照。尚、景表法は事業者の任意の表示を規制するのに対して、食品表示法は義務表示を定めるものであり、「食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示をしなければならず、かかる表示がなされていない食品の販売をしてはならない」(食品表示法5条)という形で機能している。
- (17)2009年に消費者庁(また消費者委員会)が設置されて食品表示関係の法令を同庁が一元的に所管する運びとなり、2012年には同庁の食品表示一元化検討

会による報告を経て食品表示法案が提出された。山口・前掲(注2)18頁、池戸重信<加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会委員・座長代理も務められた>「新たな食品表示法と食品表示基準」日本食品保蔵科学会誌42巻3号131頁以下(131頁)、中山他・前掲(注15)[LIBRA]4頁など参照。

- (18)実際の権限は消費者庁長官に委任される(同法15条1項)。
- (19)食品表示法上の食品表示基準については、蓮見友香<消費者庁食品表示企画課課長補佐>「食品表示基準に基づく新しい食品表示制度(1)~(3)」食品衛生研究65巻8号31頁・9号57頁・10号27頁とその簡略版的な蓮見「食品表示基準に基づく新しい食品表示制度の概要」食品と容器57巻1号14頁以下、武部方貴子=塩田智哉=石黒厚「食品表示法の概要と食品表示基準のポイント」食品と開発50巻6号72頁、池戸重信他『新しい食品表示基準の施行に向けて』明日の食品産業2014年12月号6頁以下(池戸「食品表示基準の意義と今後の課題について」、森田満樹「消費者からみた新しい食品表示基準について」、池原裕二<消費者委員会食品表示部会委員>「事業者から見た新しい食品表示基準のポイント」収載)、消費者庁による一般向けガイドライン/通知としては『食品表示基準Q&A』(2015年3月30日消費表第140号)、『知っておきたい食品の表示』(2016年)など参照。また、食品表示法成立・施行時の紹介として田島眞「新しく成立した食品表示法の概要」食生活108巻5号50頁以下、森田満樹「ここが変わる！食品表示法」消費者情報463号12頁も参照。
- (20)食品表示法施行日以降に販売される食品には原則として食品表示基準に従った表示をしなくてはならない。但し、事業者側の食品・包装材の在庫等にも配慮した「これまで使用していたラベルを新しいラベルに切替えるための移行準備期間」(蓮見・前掲(注19)[食品衛生研究](3)33頁)として、①生鮮食品については食品表示基準施行後1年6ヶ月、②加工食品・添加物の全ての表示には同5年の経過措置期間が設けられている。従って、前者については2016年10月から新基準の遵守が義務化されており、後者については2020年4月から義務化される予定である。尚、後者に5年の経過措置期間を置くのは(中小事業者による栄養表示向け栄養計算などに準備が必要な他、)包資材に係る大手製缶・大手印刷メーカーによる納期の試算によるが(池原・前掲(注19)26頁)、製造年月日表示から期限表示への一斉変

更(1995年)の場合との比較から「事業者サイドに立ちすぎたもの」(長すぎる)との批判もある。この点、立石幸一「食品表示基準『消費者庁修正案』の問題点」消費者法ニュース102号60頁以下参照。

- (21)但し、同基準(またガイドライン等)は膨大な分量に上り、(全ての食品に共通する横断的表示とは別の)個別の表示ルールがバラバラにされて別表に移された、などの点から実際には理解に困難を伴うことも指摘されている。この点、森田・前掲(注19)[明日の食品産業]13頁、武部他・前掲(注19)[食品と開発]72頁、また消費者委員会食品表示部会(基準案)の段階のものとして立石・前掲(注20)[問題点]60頁など参照。
- (22)食品表示基準以前の「食品表示の制度の歴史は半世紀以上に及ぶ」(池戸・前掲(注19)[明日の食品産業]8頁)が、食品表示基準が施行された結果、「恐らくほぼすべての食品について、何らかの形で表示を変更しなければならぬ」になった点で「これまで経験したことのない歴史的な大改定」(池原・前掲(注19)[明日の食品産業]20頁)と評することができる。
- (23)食品表示基準2条1項2号では、「生鮮食品」は「加工食品及び添加物以外の食品として別表第二に掲げるもの」とされ、別表第二では農産物(同表1項：米穀、麦類、豆類、野菜、果実など)、畜産物(2項：食肉、乳、食用鳥卵など)、水産物(3項：魚類、貝類、水産動物類<いか、たこ、えび等>、海藻類など)が掲げられている。
- (24)一般に「加工食品」とは「天然の食材に様々な加工を加えた食品」のことだが、食品表示基準2条1項1号では「製造又は加工された食品として別表第一に掲げるもの」とされ、別表第一では食塩・みそ・しょうゆ等の「調味料及びスープ」や「砂糖類」、「香辛料」から始まり、小麦粉等の「粉類」、「めん・パン類」、「野菜加工品」、豆腐などの「豆類の調製品」、「食肉製品」、牛乳・バター等の「酪農製品」、「加工魚介類」、「食用油脂」、冷食やレトルト食品・弁当・そうざい等の「調理食品」、飲料水・清涼飲料等の「飲料等」に至るまで、25項目に分けて広範な食品が掲げられている。
- (25)「添加物」とは、食品衛生法4条2項にいう添加物の中で、「食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物」とされる

- (食品表示法2条1項)。(尚、添加物は「原材料」には含まない(別立て)であることが前提とされており、この点で従前のJAS法やCODEX規格での取扱とは異なる。)
- (26)生鮮食品と加工食品を分けるのは、「一般的に、加工食品は、製造や加工の工程を経ることにより食品としての本質が変化したり、新たな属性が加わったりすることから、その食品を一見しただけでは、原材料などの情報を得られないのに対し、生鮮食品は、流通過程においてそのような変化等がないことから、比較的容易にその食品についての情報を得ることができる」(蓮見・前掲(注19)[食品衛生研究](1)34頁)といった両者の特性等の相違による。両者の区分等については蓮見・前掲(注19)[食品衛生研究](1)33頁以下の他、垣田・前掲(注13)26頁以下も参照。
- (27)原料原産地表示については垣田・前掲(注13)190頁以下、山口・前掲(注2)[農業と経済]24頁等参照。尚、食品表示法上、「原産地」とは生鮮食品が育った場所や獲れた場所、「原料原産地」とは加工食品の原材料である生鮮食品の原産地、「原産国」とは輸入品に表示する「その食品を作った国」を意味する。東京都福祉保健局『食品表示を見てみよう』(2015年12月)など参照。
- (28)これらに対する規制導入のきっかけとなったのは、南高梅の産地たる和歌山県と同県内漬物業者から出された(梅干しの輸入原材料比率が高いので)「原料原産地表示を制定してもらいたい」との強い要望だったといわれ、その後、「和食のイメージが強いことから国産食材と誤認しやすい」品目へと拡大されていった。この点、第4回検討会(2016年4月27日開催)提出の【川村委員 提出資料】日本果汁協会『原料原産地表示を検討されるにあたってのお願い』4頁、また日経産業新聞・前掲(注4)②参照。
- (29)正確には2009年に「20食品群という枠組みは変えずに緑茶飲料、あげ落花生を追加する」という変動があった。これらの経緯については『中間取りまとめ』5頁など参照。
- (30)原料原産地表示が義務付けられる加工食品「22食品群と4品目」とは、「(1)乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実、(2)塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実、(3)ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん、(4)異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの、(5)緑茶及び緑茶飲料、(6)もち、(7)いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類、(8)黒糖及び黒糖加工品、(9)こんにゃく、(10)調味した食肉、(11)ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵、(12)表面をあぶった食肉、(13)フライ種として衣をつけた食肉、(14)合挽肉その他異種混合した食肉、(15)素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類、(16)塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類、(17)調味した魚介類及び海藻類、(18)こんぶ巻、(19)ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類、(20)表面をあぶった魚介類、(21)フライ種として衣をつけた魚介類、(22)(4)又は(14)に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの」及び「①農産物漬物、②野菜冷凍食品、③うなぎ加工品、④かつお削りぶし」を指す。(「22食品群」については、総務省「日本標準商品分類」を参考に制定したといわれる。)
- (31)現行の原産地表示規制については、第1回検討会(2016年1月29日開催)提出の【資料2】消費者庁『加工食品の原料原産地表示制度をめぐる事情』、消費者庁HP内の「原料原産地表示に関する情報」(http://www.caa.go.jp/foods/qa/kakou03_qa.html#a-zenpan01)など参照。
- (32)第5回検討会(2016年5月31日開催)提出の【資料3】農水省『加工食品の自主的表示等の状況調査について』(2016年5月に農水省及び消費者庁職員が行った埼玉県内の大手総合スーパー1店舗の店頭商品を現地調査した結果報告)に基づく。
- (33)「農林水産省と消費者庁の試算によると、日本標準商品分類の加工食品1126のうち、表示義務のカバー率は21%にとどまる」とのことである。日経MJ「加工食品 産地表示拡大へ」(2016年4月10日)参照
- (34)日経産業新聞・前掲(注4)②④参照。
- (35)これらについては、全般的に第1回検討会(2016年1月29日開催)提出の【資料3】農水省『事業者の自主的取組について』など参照。
- (36)(法令か「指針」かという性質の違いは勿論、内容的には)商品パッケージに「国産大豆」「〇〇県産大豆」「契約栽培大豆」を使用している旨の強調表示をするには、①その原材料のみを使用している場合に限り、②かかる記載の近辺に「100%」の表示も入れる、という条件が付くところが食品表示基準上の規制と異なる。
- (37)調理冷凍食品とは、所謂「調理冷凍食品の日本農林規格」(昭和五十三年八月二十五日農林水産省告

- 第百五十五号)2条によると、「農林畜水産物に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及び調味、成形、加熱等の調理を行つたものを凍結し、包装し及び凍結したまま保持したものであつて、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるもの」のことであり、要は「解凍または加熱すれば食べられるようにしてある冷凍食品」を指す。
- (38) 東京都告示「調理冷凍食品品質表示実施要領」の「3 表示方法等 (1) 適用範囲 ③原料原産地名の適用範囲」に規定されている。東京都消費生活条例及びその施行規則、告示等については「東京くらしWEB」(東京都)(<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/hourei/jorei>)参照。尚、同条例に基づく告示としては「かまぼこ類」「はちみつ類」「カット野菜及びカットフルーツ」に関する「実施要領」もあるが、これらでは原料原産地までは義務表示の対象とされていない。
- (39) 全農(全国農業協同組合連合会)とは北海道を除く農協等の経済事業の連合組織であり、農畜産物の流通・加工・販売や農業技術に関する指導等を行ってきた「日本最大級の農業関連商社」だが、2016年には内閣府規制改革推進会議から「農薬等の資材の農家への販売や農産品の委託販売を廃止」等の組織改革を提言される等、全国農協中央会(全中)に次ぐ農協改革の対象となっている。
- (40) 第2回検討会(2016年3月1日開催)提出の【金井委員提出資料】JA全中『原料原産地表示に関するJAグループの取り組み』4頁
- (41) 池戸・前掲(注17)[日本食品保蔵科学会誌]131頁、山口・前掲(注2)[農業と経済]25頁、また立石・前掲(注20)[問題点]60頁以下、同「動き始めた原料原産地表示の議論の行方」消費者法ニュース108号211頁以下など参照。同時点では他にインターネット販売の食品の表示、中食・外食におけるアレルギー表示、遺伝子組み換え表示などが「積み残し」とされていた。『消費者基本計画工程表』(消費者政策会議決定：2015年3月24日)21頁以下。
- (42) 消費者庁HP内(http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/)参照
- (43) 農水省HP内(http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/)参照
- (44) TPP(*Trans-Pacific Partnership*：環太平洋パートナーシップ協定)は加盟国間の全ての関税の90%を撤廃する他、原産地規則、貿易の技術的障害、サービス貿易、知的財産、競争政策など自由貿易協定の主要項目を包括的にカバーするものであり、2016年2月には日米をはじめとする12ヶ国が署名。日本では同年12月に国会承認された。しかし、2016年11月の米大統領選で当選したトランプ大統領が就任直後の2017年1月24日にTPP永久離脱を命ずる大統領令に署名したことにより、同協定発効の可能性は極めて低くなったといわれる。この点、日経新聞朝刊「『永久離脱』TPP決壊、トランプ氏が大統領令、政府、対米FTAに慎重。」(2017年1月25日)など参照。
- (45) 首相官邸HP内(http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/tp/20151125_tpp_seisakutaikou01.pdf)参照
- (46) 首相官邸HP内(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf)参照
- (47) 内閣府HP内(<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/decision0602.html>)参照
- (48) 農水省HP内(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo_kyousou_ryoku/index.html)参照。また農業改革・農協改革については日経新聞朝刊「実るか農業改革(1)～(4)」(2016年12月1日、12月2日、12月7日、12月10日)など参照。
- (49) これらについては『中間取りまとめ』1頁及び25頁以下など参照。
- (50) 日経産業新聞・前掲(注4)①参照。
- (51) 森田・前掲(注19)[明日の食品産業]13頁など参照。
- (52) これを窺わせる事情としては、以下のような経緯も挙げられるだろう。即ち、(ア)(食品表示基準策定に一定の目途がたった段階である)2014年12月には既に消費者庁の主催で原料原産地表示に関する検討会を設置し、翌2015年1月から検討会を開始すべく検討委員の選任や日程調整が非公式に進められていたものの、恐らくTPP交渉が合意に向かって動き出したこともあって開催は立ち消えたが、『TPP関連政策大綱』を受けて上記「幻の」検討会とほぼ同じ委員構成により2016年1月から消費者庁と農水省の共催で検討会がスタート。検討会第1回(2016年1月29日)には政府側(内閣府副大臣、農林水産副大臣)から原料原産地表示の拡大がプッシュされ、その後も消費者庁・農水省から拡大に向けた調査資料が提示されたこと。但し、その後の検討会では従来通りの食品関連事業者側の抵抗により議論が停滞したところ、(イ)同時期に進められた農林水産業骨太方針策定プロジェクトチーム(PT)内での議論で、農業改革を進める自民党農林部会長・小泉進次郎の(「チーム小泉」と呼ばれる若手議員、農

- 林族重鎮・元農相の西川公也などの協力の下でのリーダーシップなどにより「すべての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地を表示し、国民の日々の選択が、日本の『食と農』を支える社会を作る」との取りまとめへと持ち込まれたこと(この時期の農業改革自体の柱は「JA全農の組織刷新」であった)。これらの経緯については立石・前掲(注41)[議論の行方]212頁、日経新聞・前掲(注48)(1)など参照。
- (53)『中間取りまとめ』2頁
- (54)『中間取りまとめ』24頁。但し、『中間取りまとめ』の実際の執筆作業は消費者庁の官僚が担当したものである点には留意すべきであろう。
- (55)消費者庁HP内(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/120809_1.pdf)
- (56)池戸・前掲(注19)[明日の食品産業]7頁以下、同・前掲(注17)[日本食品保蔵科学会誌]131頁、山口・前掲(注2)[農業と経済]18頁
- (57)現行の食品表示基準に則した例外として、①「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」、②「不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く)する場合」、③「容器包装に入れずに販売する場合」には表示不要とされ、また、④「容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下の場合」は省略可とされる。『中間取りまとめ』11頁
- (58)『中間取りまとめ』11頁。現行の「22食品群と4品目」に係る原料原産地の義務表示も「国別重量順表示」であり、「現時点ではそれ以上のレベルは要求しない」といった形で影響しているようにも思える。尤も、『中間取りまとめ』11頁では「上位2位以降の原材料についても、原料原産地表示を行うことを妨げない制度」と説明されている。
- (59)『中間取りまとめ』12頁
- (60)『中間取りまとめ』13頁。また日経産業新聞・前掲(注4)③も参照。
- (61)『中間取りまとめ』15頁
- (62)複数の包材を用意すれば産地切替等に対応しうるとしても、表示コストが上昇したり表示ミスを招くことにも対応できるとされる。この点、第3回検討会(2016年3月31日開催)提出の【資料3】消費者庁・農水省『原料原産地情報の表示方法について』1頁・4頁参照。尚、可能性表示や大括り表示、中間加工食品の製造地表示という「例外的方法」は、実は2009年の食品の表示に関する共同会議で既に議論されていた事項であり、上記の消費者庁・農水省の【資料3】も同共同会議の報告書『消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して』を基に作成されたものである。
- (63)『中間取りまとめ』14頁
- (64)例えば「A国又はB国又はC国」の場合、実際の商品にA国産原材料が含まれていなくても消費者にはわからない等、商品内容と表示内容との不整合が生じることになる。消費者庁・農水省・前掲(注62)[第3回検討会資料3]4頁参照
- (65)『中間取りまとめ』14頁などの例示によると、付記される注意書きは「豚肉の産地は、〇年の取扱実績順」といった形で構わず、それだけでは実際の年間使用量(割合)はわからない。『同』21頁では「使用割合が極めて少ない産地については、消費者の誤認が生じないように、例えば、割合を表示する、又は〇〇産と表示しないなどの表示方法を講ずることが適当」とされるが、どの程度が「使用割合が極めて少ない」場面に該当するのか等、加工食品の種類によっても異なるであろうことから、今後の検討が必要な事項といえる。
- 尚、可能性表示につき、検討会側は「表示されている産地の原材料が全て使われているとは限らず、例えば、表示された国のうちの1か国のみが使われている場合もあるが、使用可能性のない国名が表示されることはなく、表示された国名以外の原産国の原材料が使われることもない。また、使用実績又は使用計画により、重量割合の高いものから順に産地を表示するの必要があり、一定の期間を通じて、使用割合が高いと見込まれる原産国名が上位に表示され、逆に、使用割合が少ないと見込まれる原産国名は下位に表示される」ので、可能性表示は「消費者の食品選択に当たり、有意な情報を提供する方法」といえる、と説明する(『中間取りまとめ』15頁)。
- (66)尚、細かいことではあるが、【ルール1】の「国別重量順表示」では具体的な商品1つ1つにおける「重量割合上位1位」の原産地を表示するところ、【ルール2】の「可能性表示」(【ルール3】の「大括り表示」やそれらの複合である【ルール4】でも同様であろう)の場合は「過去実績」等による一定期間の合計重量の順位が問題とされており、同じ「重量順」といっても意味は異なる筈である。このあたりも一般の消費者にはわかりにくい点になるのではなかろうか。
- (67)「外国の産地が2か国までの場合は、認められな

- い」とされる。『中間取りまとめ』16頁
- (68)消費者庁・農水省・前掲(注62)[第3回検討会資料3]1頁・4頁。また、日経産業新聞・前掲(注4)④も参照。
- (69)これに対して『中間取りまとめ』16頁は(大括りであっても)「国産原料か外国産原料かは明確であり、少なくともこの情報を知りたい消費者にとり有意な表示であると考えられる。『輸入』と表示されれば、当該商品の重量順第1位の原材料には国産は使用されていない、『輸入、国産』と表示されれば、当該商品の原材料として、輸入と国産が混合して使用され、輸入の割合の方が多、という情報が提供されることとなる」点を肯定的な側面として挙げている。
- (70)全国消費者団体連絡会・前掲(注6)[岩岡委員]3頁は、①現在でも国産原材料を使用している食品は「国産」と任意に強調表示していることが多く、問題は輸入原材料であるが、こちらにつき原産国を表示しない大括り表示で意味があるのか、②「輸入、国産」との表示では「(世界中)」という意味にもなり、消費者の選択にもつながりません」等と述べられている。
- (71)大括り表示につき、『中間取りまとめ』公表前のものであるが、立石・前掲(注41)[議論の行方]213頁は、実行可能性の点からは第一ステップとして評価しうるものの、「大括り表示を使用できる場合のルールを明確化し、大括り表示を使用する場合には、最低限、製造所固有記号同様に事業者に応答義務を課すことで、消費者からの問い合わせに 대응することができるようにするべき」と述べられる。
- (72)『中間取りまとめ』17～18頁
- (73)元々は第9回検討会(2016年10月5日開催)の【資料1】『今後の加工食品の原料原産地表示制度(案)について』に収載されたもの
- (74)『中間取りまとめ』18頁
- (75)例えば食品表示法や食品表示制度全般についても「一般消費者がその概念を把握する機会に恵まれることはまずない」(中村重信「【研究会サマリー】食品表示法の概要」関東学院大学人間環境研究所所報14号91頁)とか「新しい食品表示法で食品表示がわかりやすくなるわけではない。むしろ情報量が増えて、それを読み解く消費者の判断力が問われることになる」(森田・前掲(注19)[消費者情報]13頁)といった指摘もあり、そのことを否定する向きはないだろうと思われる。文字の大きさなど表示の「見え方」自体の「わかりにくさ」の問題については森田・前掲(注19)[明日の食品産業]15頁以下、池原・前掲(注19)[明日の食品産業]26頁など参照。食品表示法の基本理念には消費者の自立支援が掲げられ(3条1項)、『中間取りまとめ』では「パンフレット作成や説明会を実施することなどにより」「消費者への啓発活動の推進」を図る旨標榜されてはいるが(22頁)、食品表示基準の詳細につき「正しく理解できる」レベルまで消費者教育を徹底するのは並大抵のことではあるまい。
- (76)『中間取りまとめ』18頁
- (77)そうすると生鮮原材料から一貫して製造している(a)の場合のみが義務表示の対象となってしまうからである。『中間取りまとめ』20頁
- (78)『中間取りまとめ』20頁。尚、製造地に関する「可能性表示」なども可能と考えているようである。
- (79)日経産業新聞・前掲(注4)③。但し、後述の韓国やオーストラリアが原料原産地表示を義務付ける他、③EUでは有機食品に係る農産物の域内外(原産地)表示を義務付けているなど、今日では様々な形で原料原産地表示を制度化する国・地域がある。この点、第3回検討会(2016年3月31日開催)提出の【資料4】消費者庁・農水省『海外の原料原産地表示制度』や『中間取りまとめ』10頁・26頁参照。また、消費者庁・農水省の同資料は米国では「原料原産地表示の義務はない」とするが、米国でも必要に応じて個別に定められているとの指摘もあるので(立石・前掲(注41)[議論の行方]213頁)、どの程度「稀」であるのかについては比較法的調査に則ってもう少し精査する必要があるかもしれない。
- (80)消費者庁・農水省・前掲(注62)[第3回検討会資料3]4頁記載の如く、中間加工原材料の製造地表示(第3回検討会時点では「加工地」表示)は元来は「原料原産地情報の分からない輸入中間加工品への対応」の趣旨で認められたものである。しかし、食品の原材料をトレースできない事態というのは「食の安全・安心」の観点からは当然好ましくないもので、「トレーサビリティをどう確保していくのか？」はまた別の問題にはなりうるであろう。
- (81)これは検討会でも指摘されたものの、①現在の表示制度上、類似の場面として「○○加工」という記載もあるが、これは「生鮮原材料の産地を示すものではない」ものとして通用しているし、②当初は中間加工原材料の場合にも「○○加工」との

- 表記をすべきか検討されたが、「加工」とすると「単なる切断や混合等を行った場合にも原産国として表示が認められることになりかねないため、更に厳格に、『〇〇製造』として、『製造』すなわち、その原料として使用したものは本質的に異なる新たな物を作り出した場合に限り、その製造が行われた国を表示させることが適当」と判断したとのことである。『中間取りまとめ』20頁。
- (82) 「加工」と「製造」の違いについては蓮見・前掲(注19)(1)[食品衛生研究]34頁、消費者庁・前掲(注19)[Q&A](総則-14)など参照。
- (83) 立石・前掲(注41)[議論の行方]213頁は「単に海外原料をわが国で、混合するだけで実質的変更とみなされ、原産国が日本とされ誤認を与えている」のが現実とされている。
- (84) あるいは、中間加工原材料が海外で「加工」された場合は生鮮原材料の原産地まで記載可能だが「製造」の場合は不可能、といった区別自体、相対的なものにすぎないようにも思える。
- (85) 日経産業新聞・前掲(注4)①。日本経済新聞「加工食品の原産地表示を義務に、農水省、JAへ配慮、農協改革後の『アメ』、メーカーは反発。」(2016年11月5日朝刊)の「新しいルールは国際的にみて珍しい。全ての加工食品の産地表示を義務づけるのは韓国しかない。外国産を排除する差別的な制度と取られかねず、食品の国際規格である『コーデックス』の表示すべき項目にさえ入っていない。」といった表現も同じカテゴリーといえる。
- (86) 尚、一般論としては、NTBには数量制限や輸入課徴金制度等の直接的制限以外に「事実上外国製品の輸入を阻害する輸入国内の規格基準等(ここでは食品表示基準)の制度や商慣習」も含まれるが、CODEXの存する容器包装等に係る表示事項の場合、(b)の点でも抽象的な「NTBへの該当性如何」ではなく「TBT協定違反になるか?」を考慮しておけばよい筈である。
- (87) (WTO設立協定中の)「貿易の技術的障害に関する協定」(*Agreement on Technical Barriers to Trade*: 1995年発効)。TBT協定の翻訳としては経産省HP内(http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/marrakech/html)、また農水省HP内・後掲(注89)「コーデックス規格について」も参照。
- (88) この「強制規格」には、本稿で問題としているような、「包装に関する要件及び証票、ラベル等による表示に関する要件を含む」ものとされる(同協定前文)。
- (89) CODEX規格はFAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)の下部機関であるコーデックス委員会(CAC: *Codex Alimentarius Commission*: 国際食品規格委員会)により策定されたものであり、CACは加盟国(日本は1966年に加盟)の非常に多い、国際的に権威がある機関とされる(農水省HP内「コーデックス委員会」(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/index.html>)など参照)。尚、WTO紛争解決パネルは「ECのイワシの表示事件」上級委員会報告(2002年)においてCODEX規格をTBT協定上の「国際規格」と判断している。経産省HP内・松下満雄「ECの鯛の表示」(http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/wto_bunseki/data/03matsushita.pdf)、消費者庁HP内「食品表示に関する制度について」(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/090901foods_1.pdf)など参照。
- (90) 従って、消費者庁が現行の食品表示基準の策定にあたって、例えばナトリウム・食塩相当量、栄養強調表示などの栄養表示につき原則としてCODEXのガイドラインに準拠する方針を打ち出したのは当然のことといえる。池原・前掲(注19)[明日の食品産業]24頁。但し、例えば「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」では「食品添加物」は「原材料」に含められるが、食品表示基準では含められない等、基本的な用語法でさえ食品表示基準とCODEXとの間には整合性を欠く部分もあるし、そもそもCODEX規格の内容的妥当性につき事項によっては疑義も指摘されている点には留意すべきである。後者については、例えば油脂表示に関する奥山治美＝大原直樹「包装食品の表示に関するCODEX規格」消費者法ニュース107号221頁は、親機関であるWHOの予算の7割が企業献金に依存し、「企業の専門家がWHOの名のもとに、情報発信を行う正規のルートが確立されている」ことから、CODEX規格は「世界の特定の国・団体の利益に影響されたゆがんだ規格となっている可能性」も否定できないとする。
- (91) 第7回検討会(2016年8月23日開催)提出の【資料2】消費者庁・農水省『国際整合性について』など参照。
- (92) この点、『中間取りまとめ』10頁にも「食品表示の国際貿易規格であるコーデックス委員会が定める規格では、原料原産地表示に関する規定はない。よって、各国の裁量に委ねられている部分であり、外国の産品を差別的に取り扱うなどの不公平な制度でない限り、原料原産地表示の義務付けは問題

- ないと考えられる。また、現在に至るまで、我が国の原料原産地表示制度の導入及びその拡大について、国際的な問題となった事例はない。」と明記されている(尚、この引用部分の元になった『中間取りまとめ』案の「(5)国際貿易規格との整合性」の部分につき、検討会において、消費者庁の船田食品表示企画課課長補佐は引用部分と全く同趣旨の説明をしておられる(検討会第10回議事録4頁))。このように消費者庁・農水省側が国内製造の加工食品に原料原産地表示義務を課しても国際法違反にはならないと考えていることについては、「両省庁は当初より原料原産地表示の義務化を目指して今回の検討会立ち上げた」との事情に鑑みれば自ずと明らかではなからうか。例えば日経MJ・前掲(注33)[2016年4月10日]も参照。
- (93)同規格(CODEX STAN 1-1985<2010年修正>)の農水省訳は、農水省HP内のCODEXの頁(http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/index.html)参照。
- (94)同規格が挙げる義務表示事項としては、①食品の名称、②原材料一覧、③正味量及び固形量、④(メーカー等の)名称及び所在地、⑤原産国、⑥、ロット識別、⑦日付表示及び保存方法、⑧使用上の注意がある。
- (95)同規格の「2.用語の定義」によると、『「食品」とは、加工品、半加工品及び非加工品に関わらず、人間の消費向けのあらゆる物質をいう。…(後略)…」とされている。
- (96)また、立石・前掲(注41)[議論の行方]213頁は、海外原料を日本で混合するだけで「国産」との誤認を与えているような実態への批判的見地から、同規格が「一般原則」として「3.1 包装食品は、いかなるラベル若しくは表示において、虚偽の、誤認させる若しくは欺くような方法により、又はその特性に関して誤った印象を与える恐れのある方法により、記載若しくは提示されてはならない。」と規定することも援用しつつ、原産地を「義務表示とすることに問題はない」とされる。
- (97)因みに、①仮に輸入品に厳格な表示義務を課すとしても、それが国内製品に課しているのと同等の表示義務であり、且つ「生命又は健康を保護し」たり、「詐欺的な行為を防止するために必要であり、かつ、適当と認める水準の措置」(前文)である限り、輸入品に課してもTBT協定違反にはならないと解釈する余地がある。
- (98)消費者庁・農水省・前掲(注91)[国際整合性]1頁。また立石・前掲(注41)[議論の行方]213頁も参照。
- (99)消費者庁・農水省・前掲(注91)[国際整合性]1頁。また第2回検討会15頁の赤崎課長発言でもこの点は同。
- (100)例えば日本果汁協会・前掲(注28)[川村氏]12~13頁は「殆どの国が原料原産地表示を義務付けていないから日本でも不要」とか「既に『22食品群と4品目』につき義務化しているだけでも十分先進的な制度なので現行制度で十分な筈」といった議論を展開するといえる。
- (101)第2回検討会において武石委員は「コーデックスでは、過去2000年から2005年にかけて食品の原料原産地表示についての検討が各国間で再三にわたり行われました。しかし、アメリカなどの食品や原材料の輸出国からコスト増、あるいは負担増、貿易障壁になるとの反対意見が強かったことから合意が得られず、現在は原産国表示の規格のみで、原料原産地表示の規格はありません。原料原産地表示に対してアメリカ、カナダ、オーストラリア等の輸出国の反発が強いということはしっかりと国際整合性というものを考えるときには押さえていく必要があると思います。」と発言されている(議事録13頁)。
- (102)ケネディ大統領の消費者保護特別教書(1962年)以来の「知らされる権利」「選ぶ権利」と密接に関係し、日本の消費者基本法や食品表示法の基本理念に照らしても、(表示を法的義務とするか否かには色んな立場があろうが)少なくとも原産地情報を適正に伝達すること自体は消費者保護の前提条件を成すものとして(国際的に見ても)責められるようなことではないからである。但し、第2回検討会(2016年3月1日開催)提出の【市川委員 提出資料】食のコミュニケーション円卓会議『「加工食品の原料原産地表示制度」に関する意見』のように、国内の消費者団体の中にも「そもそも食品は、原料原産地の違いによって安全性が違うというものではないはず」であり、「消費者の特定の国嫌いを利用した商品の差別化を売りにしている事業者もあり、どうしても国産を選びたい人はそのような事業者を選ぶことができ」る、といった見地から、どちらかという原料原産地表示の拡大に反対する見解(恐らくは「法的な意味での義務表示」とすることに対する反対意見であると思われるが)もある点には注意を要する。
- (103)この点、食肉という生鮮食品の問題であった点で

次元を異にするが、米国のCOOL措置(米国内で販売する食肉への「米国産」表示には「出生、肥育、と畜(解体)」の全てが米国内で行われたことを必要とし、「X国で出生したが米国で肥育、と畜されたもの」には「X国、米国産」といった表示、全てがX国内で行われた場合は「X国産」との表示の区別を義務付けていた)をTBT協定違反と裁定したWTO紛争処理パネル報告(2014年10月20日)がある。①同事件は上のような表示の区別の義務付けにより「米国の食肉パッカーが仕分けコストを敬遠してカナダ産などの家畜に対して受入の停止や値引きを要求し、カナダ産家畜の米国向け輸出頭数が激減した」ことが事件化の原因であったし、②COOL措置が遵守の義務付けられる「強制規格」であり、「カナダ産等の食肉に不利な効果が発生しているが、それが専ら正当な規制上の区別に由来する」ことを立証できなかったことがTBT協定違反とのパネル裁定を導くポイントになったので、例えば②に鑑みて「強制規格ではない」といった体裁を採っておくことも一つの予防策になるのではないか。同事件については北村朋史「米国-----原産国表示要求(COOL)事件 21.5条WTOパネル報告」(経済産業省HP内：http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/pdf/2014に収載)、また農畜産業振興機構HP内「米国の義務的原産地表示(COOL)がWTO協定違反と裁定」(http://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01_001132.html)など参照。

(104) 韓国の制度については第5回検討会(2016年6月13日開催)提出の【資料2】消費者庁・農水省『韓国における加工食品の原料原産地表示制度』参照。加工食品については、大雑把にいうと、(a)1種類または2種類の原材料で重量比98%以上であればそれら原材料が表示対象で、(b)原材料2種までで98%以上にならない場合は上位3位までが対象となるが、例外的に、(c)粉唐辛子を利用するキムチ類は粉唐辛子及びそれ以外の上位2つ、(d)冠表示の原料も対象となり、表示方法としては①同一原料につき原産地が2ヶ国以上ある場合は上位2ヶ国までの原産地及び混合比率を表示するのが原則だが、②可能性表示(HPやQRコードでの「お知らせ」も可)や③中間加工品の製造地表示なども認める、といった規制となっている。(全般的に日本のJA全農が自主基準策定にあたって参考とした制度であり、類似点が見られる。)

(105) 第5回検討会での赤崎食品表示企画課長による説

明(議事録22頁、32頁)を参照。

(106) 第5回検討会での消費者庁・赤崎課長の発言は「農産物食品で4,331件、水産食品で769件と申し上げました。これの全体の率ですね。全体で幾らのうちこれだけの違反件数があったのかでございますが、全体の調査件数は30万強と聞いております。30万強のうちの4,331と、それから769の合計が分子になるということでございます。」(第5回議事録32頁)というものであり、評価は慎重に避けておられるが、例えば第10回検討会での富松委員(味の素㈱)は(韓国の制度について)「の議論をしたときに、余りの違反率の高さを考えますと、この制度が果たして正しいのだろうかと思いました。ただ、この制度が韓国に入っていることによって、国際整合性というか、WTOからは多分、反対はされないだろうということは事実ですが、我々はこのベンチマークとして制度を設計するわけではございません。…(中略)…なぜならば、あの制度をそのまま入れられても、とてもではないけれども、我々、事業者は対応できません。」(第10回議事録38頁)と述べられている。

(107) 栄養表示と栄養計算については池原・前掲(注19)[明日の食品産業]20頁以下参照。

(108) 例えば日本経済新聞・前掲(注85)[2016年11月5日]は「農林水産省と消費者庁はすべての加工食品に原材料の産地表示を義務づけると決めた。食品メーカーや一部の消費者団体が唱えた反対論は聞き入れられなかった。農水省が世界的にも厳しい規制を課す背景にはJA(農協)への配慮がある。」(メーカー等はコスト増を懸念し、「国際整合性」の観点からも問題となりうるにも関わらず、)「それでも実現にこぎつけたのは、政府・与党がJAの要請を聞き入れたためだ。環太平洋経済連携協定(TPP)で割安な輸入食品の流入を懸念するJAにとって加工食品の原材料の産地が明らかになれば、安心感が高いとされる国産を手取る消費者が増え、農家の所得も上がると読む。」「今回の新しいルールについて『(今春に農協法を改正した)農協改革とのバスターで浮上したテーマだ』(農水省OB)との指摘もある。農水省は先の農協改革でJAに厳しい組織改編を求めた。農協改革という『ムチ』の後の『アメ』としてJAの望みを受け入れたというわけだ」と述べる。類似のものとして日経産業新聞・前掲(注4)①は「政府・与党が『全ての加工食品の産地表示』を求めるJAの要請を

- 聞き入れたことで取り入れることになった。JAは環太平洋経済連携協定(TPP)への参加で割大な輸入食品の流入を懸念し、加工食品の原材料の産地が明らかになれば国産を手取る消費者が増えて農家の所得も上がるとの読みからだ。」「安倍政権は農協改革でJAに厳しい組織改編を求めると引き換えにJAの要求を受け入れる形で、全加工食品の原産地表示は実施される見通しだ。」とする。
- (109)「TPPという黒船」といった言葉も使われるが、政策形成の現場に携わった者による「この機会を逃せば、当面、原産地表示の拡大は難しい。未来永劫わが国の表示は変わらないかもしれない」という感想(立石・前掲(注41)[議論の行方]213頁掲載の(農林水産省骨太方針策定)「PTの推進力となった自民党若手議員の言葉」)に顕れている如く、原料原産地表示制度の改正を審議するためには大きなインパクトが必要だった点は消費者から見ても理解できることであろう。
- (110)この20年間で約70兆円の予算を「バラマキ」乍らも農業の耕作地面積は1割減少、総産出額は2割減少する等、衰退を見せる日本の農業の姿を想起するならば(この点、日本経済新聞・前掲(注48)(1)(2)参照)、所謂「保護主義」によるのではなく、品質等に鑑みた自由競争により「国民の日々の選択が日本の食と農を支える社会をつくる」(自民党・鈴木憲和議員)方向性自体には賛同の向きも多いのではないかと。日経MJ・前掲(注33)[2016年4月10日]参照
- (111)例えば、現在の食品表示法上、原産地(原材料の原産地を含む)に係る虚偽の表示がなされた食品を販売した場合、「二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金」が予定されている(同法19条)。
- (112)これらにつき、例えば日本果汁協会・前掲(注28)[川村氏]8頁、また第2回検討会における斉藤委員(全国老人クラブ連合会)の発言(議事録29頁)なども参照。
- (113)森田・前掲(注19)[明日の食品産業]15頁、池原・同26頁など参照。
- (114)景表法上の、各業界の公正取引協議会への加盟を示す「店頭表示」や公正取引協議会の策定に係る公正競争規約を遵守して表示を行っていることを示す「公正マーク」といったものも類似した制度といえる。原料原産地表示についても、一定の手続や実質要件を充たす場合に表示しうる「国産原材料使用マーク」「国産原材料の使用割合を示す帯グラフ」といった新制度を創設してしまう、という解決法もあろう。
- (115)日経MJ「加工食品の原産地表示で意見書、『消費者わかりにくい』。」(2016年11月28日)参照
- (116)日本経済新聞「国産農産物にお墨付き」(2016年5月13日朝刊)参照
- (117)日本経済新聞「JAS認証 対象広く」(2017年1月1日朝刊)参照。尚、個々のJAS規格については5年毎に農林物資規格調査会の審議を経た改正(「見直し」)が行われ(JAS法10条)、毎年度新たなJAS規格の制定等がなされる(同法施行規則1条)ものなので、新たな表示ニーズ等に対応しやすいと思われる。この点、農水省HP内「JAS規格」の頁(<http://www.maff.go.jp/j/jas/>)参照。
- (118)同国の制度については第6回検討会(2016年7月26日開催)提出の【資料2】消費者庁・農水省『オーストラリアにおける原料の原産地表示制度』及び第6回での船田課長補佐の説明(議事録24頁以下)参照。
- (119)オーストラリアとニュージーランドには共通の「食品基準コード」が存し、従前はその中で原産地表示が義務付けられてきたところ、「より明確で、矛盾のない、有益で確認が容易な食品の原産国表示を提供することにより、消費者が購入する食品について、個人の嗜好に沿って、より多くの情報に基づいた選択ができるようにする」との目的のため、同コードとは切り離して2016年7月1日から施行されたのが「原産国表示情報基準2016」である。第6回検討会での船田課長補佐の説明(議事録25頁)参照。
- (120)日本経済新聞・前掲(注85)[2016年11月5日]は、(『中間とりまとめ』の提案する新基準案の内、)「農水省の姿勢を端的に表すのが『おにぎり』の取り扱いだ。重量順で1位の材料だけを表示する今回のルールでは義務化範囲ではない『おにぎりのり』が例外的に表示の対象とされた。理由は『おにぎりは国民食だから』。有識者会議ではある委員があえて言及する理由が不明確として報告書からおにぎりに関する記述の削除を求めたが、農水省は拒否した。コメ消費が減少する中でおにぎりは需要喚起の期待の星で、のりの産地表示についてJAに配慮した格好だ。」と解説するが、「おにぎりのり」についてだけ特別の表示義務を課すことに対する一般の受け止め方がよく顕れているといえよう。

- (121)『中間取りまとめ』23頁
- (122)第2回検討会(2016年3月1日開催)提出の【長屋委員提出資料】JF全漁連『おにぎりや巻き寿司等に使用される海苔の原料原産地表示について』2頁、第2回検討会での長屋委員の発言(議事録25頁)によると、国内需要87億枚(国産・輸入品の合計)の約3割にあたる26億枚が「コンビニおにぎり等」で消費されているという(2014年の推定値)。
- (123)JF全漁連・前掲(注122)[長屋委員]及び長屋委員発言(第2回検討会議事録25頁)参照
- (124)長屋委員の発言(第2回検討会議事録31頁)参照
- (125)第5回検討会(2016年6月13日開催)提出の【資料4】農水省『おにぎりに関する調査について』3頁
- (126)JF全漁連・前掲(注122)[長屋委員]7頁及び長屋委員発言(第2回検討会議事録26頁)参照
- (127)農水省・前掲(注125)[おにぎり]4~5頁によると、(a)のりを巻くタイプの「コンビニおにぎり」の82%(内、有明産48%、瀬戸内産18%、その他16%)が国産のり、18%(主に直巻きタイプ)が韓国産のりを使用しており、(b)同様にのりを巻くタイプの「コンビニおにぎり」の61%に「有明産」「瀬戸内産」等の国産の強調表示がなされ、21%が国産のり使用だが強調表示はなし、残り18%の韓国産のり使用のおにぎりには強調表示なしだったとのことである。
- (128)その他、④「干しのり、焼きのりその他干した海草類」は「22食品群と4品目」に含まれるので、少なくともおにぎりの製造者がのりを購入する時点では原産地は義務表示となっているが、重ねて消費者に販売される時点でも義務表示にすべきか、⑤TPP交渉でも政府がJFグループの要望を容れた結果、(他の全水産物に関しては関税撤廃の予定であるのに対して)のりについては(関税引き下げはするものの)「関税撤廃はしない」という保護主義的な特別扱いを受けているが、更に国内での「おにぎり」の販売に際しても特別扱いが必要なのか、⑥JF側は2015年に実施した消費者アンケート(総回答数1,336)の回答として、「乾海苔や焼き海苔の表示ではどの項目を見るか?」では原産地(国)が40%でトップ、「おにぎりなど食品の一部に使用する海苔にも原産地(国)表示があった方がよいか?」では「あるべきだ」53%、「あった方がよい」43%等の結果が出たので「消費者の関心も高い」と結論付けるが、前者は「価格」を選択肢に含まない質問であるし、後者では「原産地(国)表示があった方がよいか?」と聞かれれば「あった方がよい」と答えるのが普通ではないのか、といった疑問も挙げられよう。
- (129)第10回検討会の場合、富松委員が、『中間取りまとめ(案)』「23ページのおにぎりの件です。おにぎりののりに、多分、おにぎりの個別的義務表示がつけられて、これに基づいて表示されると思います。私どもはこれに反対するものではありません。やればよいと思います。しかしながら、この検討会の成果として書くのはおかしいと思います。これは本来、事業団体が検討し提案して、その提案を受けて消費者委員会が判断する話ではないかと思えます。我々、検討会のアウトプットとすると、例えばこういう検討会にどこかの団体が出てきて、こういうものを作ってほしいと言って、それが通ると、そこの業界に対する新しい個別的義務表示がここでつくられてしまう。これは制度的におかしいと思えます。したがって、この内容に反対するものではありませんが、我々のアウトプットとして整理するのはおかしいのではないかなと思っております」と述べられている(議事録38頁)。
- (130)例えば第2回検討会における夏目委員(全国地域婦人団体連絡協議会)の意見(議事録18頁)参照。
- (131)第7回検討会(2016年8月23日開催)提出の【資料5】消費者庁・農水省『冠表示について』参照
- (132)『中間取りまとめ』11頁。また『中間取りまとめ(案)』の段階のものとしては第10回検討会議事録4頁(船田消費者庁食品表示企画課課長補佐による説明)参照。
- (133)例えば日経MJ・前掲(注115)[11月28日]参照。
- (134)池戸・前掲(注19)[明日の食品産業]12頁。尚、トレーサビリティ等に関しては、既に消費者団体から要望される如く、食品安全マネジメントシステムに係るISO22000(2005年)などの国際規格の認証を受けた事業活動等が期待される。
- (135)この点、日本経済新聞「農業『日本が第一の標的』米次期通商代表 市場開放交渉に意欲」(2017年3月17日夕刊)など参照。
- (136)この点、日本経済新聞「日欧EPA、年内に大枠合意確認、関税交渉、対米にらむ。」(2017年3月22日朝刊)など参照。
- (137)以上の経過等については消費者庁HP内の「食品表示企画」の頁(<http://www.caa.go.jp/foods/index.html>)参照

(138)パブコメの案件詳細については「電子政府の総合窓口e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/>)参照。本文に掲げた資料もPDFで公開されている。

【図表8】平成28年度上半期における指導の状況(平成28年8月)

(消費者庁・国税庁・農水省『食品表示法の食品表示基準に係る指導の件数等』(2016年12月)を元に作成)

事業者 所在地	品 目		主な違反区分	主な違反内容	違反事実の 主な告知方法
	品目区分	品 目			
千 葉	水	しじみ	原産地の誤表示・欠落	「涸沼産」を「青森産」と表示	店頭告知
東 京	加(他)	野菜粉末含有食品	原材料名の誤表示・欠落	原材料の誤表示	ウェブサイト
東 京	加(水)	西京漬	原料原産地名の誤表示・欠落	「ドイツ産」を「ドイツ産、アイスランド産、デンマーク産、ロシア産」と表示	ウェブサイト
東 京	加(水)	あじ開き	名称の誤表示・欠落	「あじ開き」を「真あじ開き干」と表示	店頭告知
東 京	加(水)	西京漬	原料原産地名の誤表示・欠落	「ドイツ産」を「ドイツ、ロシア、その他」と表示	手紙等
神奈川	加(農)	ゆで枝豆	原産国の誤表示・欠落	「タイ」の不表示	ウェブサイト
神奈川	加(水)	スモークサーモン	原産国の誤表示・欠落	原産国名の事項名の不表示	ウェブサイト
山 梨	水	さんま	原産地の誤表示・欠落	「北海道・青森県沖 太平洋産」を「千葉県産」と表示	店頭告知
岐 阜	米	容器入り精米	原料玄米の誤表示・欠落	品種の不表示	手紙等
愛 知	農	キャベツ	原産地の誤表示・欠落	「茨城県産」、「長野県産」、「宮城県産」及び「群馬県産」を「福島県産」又は「宮城県・茨城県産」と表示	店頭告知
愛 知	加(農)	カット野菜ミックス	原料原産地名の誤表示・欠落	原料原産地の不表示	店頭告知
滋 賀	農	なす、きゅうり、こまつなほか	名称の誤表示・欠落	なすについて、名称の不表示	店頭告知
滋 賀	農	ズッキーニ	原産地の誤表示・欠落	「長野県産」の不表示	店頭告知
京 都	加(水)	ゆでだこ	原材料名の誤表示・欠落	原材料の不表示	ウェブサイト
京 都	農	青ねぎ、白ねぎ	原産地の誤表示・欠落	青ねぎについて、「香川県産」の不表示	店頭告知
大 阪	加(他)	ねぎま串	原材料名の誤表示・欠落	原材料、原料原産地の不表示	店頭告知
大 阪	加(水)	うなぎ加工品	原材料名の誤表示・欠落	原材料の不表示、誤表示	店頭告知
大 阪	農	かぼちゃ	原産地の誤表示・欠落	「鹿児島県産」を「長野県産」と表示	店頭告知
兵 庫	加(水)	ゆでだこ	原材料名の誤表示・欠落	原材料の不表示	店頭告知
兵 庫	加(水)	塩さけ	原材料名の誤表示・欠落	原材料の不表示	店頭告知
兵 庫	農	トマト、オレンジ	原産地の誤表示・欠落	トマトについて、「福岡県産」、「熊本県産」及び「兵庫県産」の不表示	店頭告知
兵 庫	農	とうもろこし	原産地の誤表示・欠落	「埼玉」を「愛知県産他国内産」と表示	店頭告知
兵 庫	加(水)	うなぎ加工品	原材料名の誤表示・欠落	原材料の不表示、誤表示	店頭告知
和歌山	加(農)	ゆで枝豆	原産国の誤表示・欠落	「タイ」の不表示	店頭告知
和歌山	加(他)	惣菜	原材料名の誤表示・欠落	原材料の不表示、誤表示	店頭告知
岡 山	加(他)	焼き鳥	原材料名の誤表示・欠落	原材料の不表示	店頭告知
岡 山	加(農)	さつまいも加工品、ゆで枝豆	原材料名の誤表示・欠落	原材料の不表示	店頭告知
広 島	加(他)	惣菜	原材料名の誤表示・欠落	原材料の不表示	店頭告知
広 島	加(他)	惣菜	原材料名の誤表示・欠落	原材料の不表示	店頭告知
香 川	畜	牛肉	原産地の誤表示・欠落	「岡山県産」を「徳島県産」と表示	手紙等
福 岡	加(水)	うなぎ加工品	原料原産地名の誤表示・欠落	「インドネシア」を「国産」と表示	店頭告知
福 岡	加(水)	魚肉練り製品	原材料名の誤表示・欠落	原材料を重量順とせず表示	ウェブサイト
福 岡	加(水)	うなぎ加工品	原料原産地名の誤表示・欠落	「熊本県産」を「愛知県産」と表示	店頭告知
沖 縄	水	さば	原産地の誤表示・欠落	「福岡県産」を「長崎県産」と表示	店頭告知

・月別、所在地別、食品の品目区分別に分類している。(1つの指導で複数の品目区分の食品が対象となったケースについては、品目区分間を破線で示している。)

・品目区分は以下のとおり。

農：農産物、米：玄米・精米、畜：畜産物、水：水産物

加(農)：農産加工品、加(畜)：畜産加工品、加(水)：水産加工品、加(他)：その他の加工食品

☆太字が原産地がらみの違反、特に太枠で囲ったものが国内加工食品の「原料原産地名」に関する違反

【図表9】加工食品の原料原産地表示拡充への経緯(食品表示法制定後)

時 期	事 項	該 当 内 容 (抜 粋)
(a)2015年 3月24日	消費者基本計画 (閣議決定)	第4章 5年間で取り組むべき施策の内容 2 表示の充実と信頼の確保 (3)食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用 …(略)…(筆者注:食品表示)法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。…(略)…
(b)2015年 3月31日	食料・農業・農村基本計画 (閣議決定)	第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (1)国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保 ②食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保 …(略)…消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するよう、加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する。…(略)…
(c)2015年 11月25日	総合的なTPP関連政策大綱 (TPP総合対策本部決定)	II TPP関連政策の目標 3 分野別施策展開 (2)食の安全・安心 TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。 ○原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。 IV 政策大綱実現に向けた主要施策 3 分野別施策展開 (2)食の安全・安心 ○食品安全に関する情報提供等 (食品安全に関するリスクコミュニケーション、加工食品の原料原産地表示の拡大の検討)
(d)2016年 1月29日	加工食品の原料原産地表示制度に関する 検討会(消費者庁・農水省の共催)	(同日の第1回から11月2日までの間、10回に亘って検討会を実施。事業者・関連団体・学識経験者などからのヒアリング、消費者・事業者に係る調査、現地調査も併せて実施。)
(e)2016年 6月2日	日本再興戦略 2016 (閣議決定)	第2 具体的施策 I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等 3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化 (2)新たに講ずべき具体的施策 ii)国内バリューチェーンの連結 ④ブランド力を発揮するための環境整備等 ・農林漁業者が、自らのブランド力を生かし、国内・国外の競合産地と適正に競争できるよう、また、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める。
(f)2016年 6月2日	経済財政運営と改革の基本方針 2016 ～600兆円経済への道筋～ (閣議決定)	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (2)新たな有望成長市場の創出・拡大 ⑥攻めの農林水産業の展開 …(略)…成長産業化を一層進めるため、生産者の所得向上につながる生産資材(飼料、機械、肥料等)価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、全ての加工食品の原料原産地表示、チェックオフ制度の導入を検討する。…(略)…
(g)2016年 11月29日	農林水産業・地域の活力創造プラン <2016年改訂> (『農業改革方針』) (農林水産業・地域の活力創造本部決定)	III 政策の展開方向 6. 更なる農業の競争力強化のための改革 農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である。このため、…(略)…全ての加工食品への原料原産地表示の導入等、生産から流通・加工、消費まであらゆる面での構造改革を進め、更なる農業の競争力強化を実現する。 V 具体的施策 1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進 ③国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保 ・食品表示等のルール明確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び地方の行政の監視指導体制の強化 ・食品表示法に基づく「食品表示基準」の適切な執行
		cf.『農業競争力強化プログラム』(2016年11月25日自民党了承) ⁽¹⁾ <自由民主党農林・食料戦略調査会 農林部会・畜産・酪農対策小委員会 農林水産業骨太方針策定PT/農業基本政策検討PT、公明党農林水産業活性化調査会・農林水産部会> 5 全ての加工食品への原料原産地表示の導入 ・消費者がより適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するよう、全ての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地を表示することとし、国民の日々の選択が日本の食と農を支える社会を実現する。 ・具体的には、全ての加工食品を対象に、製品に占める重量割合上位1位の原料について、原則として、原産地を国別重量順に表示する。 ・例外的に、これが困難な場合には、①可能性表示(A国又はB国)や②大括り表示(輸入)、③さらに中間加工原材料については製造地表示(A国製造)を行うなどの仕組みを整備し、実行可能性を担保する。その際には、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努めることとする。
(h)2016年 11月29日		〔中間取りまとめ〕 (加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会)
		(内容は本文で紹介)

(1)農水省HP内(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo_kyousou_ryoku/index.html)、またその要旨については日本経済新聞「農業改革案の要旨」(2016年11月26日朝刊)なども参照。